

令和5年度 建設系業者向け産業廃棄物セミナー

章タイトル	概要
1. 産業廃棄物に関するリスク	法体系、処理業界のビジネスモデル、罰則
2. 問題を解いて覚える法令順守事項	廃棄物処理委託時の基本事項 (許可、契約、マニフェスト)
3. 廃棄物に係る最新の法改正について	フロン排出抑制法改正
4. 建設系廃棄物特有の法令対応	建設系廃棄物特有の対応、石綿法令改正の概要

講師

株式会社ユニバース
板倉 聡至



「〈最新版〉図解 産業廃棄物処理がわかる本」

平成30年10月 ユニバース

産業廃棄物の流れ、処理の実態から相次ぐ法改正への対応まで、実際に産廃処理に携わる事業者が豊富な図、写真でわかりやすく解説したロングセラー。産廃担当者のバイブル。

2018年10月に法改正に対応した最新版として改訂した。

(日本実業出版社発行)

「図解と実践トレーニングでわかる！ISO14001内部監査」

令和2年10月 子安 伸幸

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の内部監査員として必要な力量を、短時間で効率的に理解する。環境への取り組みを前進させるために、ISO14001を道具として正しく理解して、道具としての使い方をマスターする1冊。



株式会社ユニバースは、
一般社団法人企業環境リスク解決機構に参画しています。



公式テキスト



公式問題集



産業廃棄物適正管理能力検定

- 排出事業者に必要な知識の習得度を問う、産廃担当者の必須知識を網羅した、ニュースタンドとなる検定試験。
- 6000名以上の受験実績があり、公式テキスト／問題集／事前対策セミナー／通信教育など、豊富な学習ツールが用意されています。

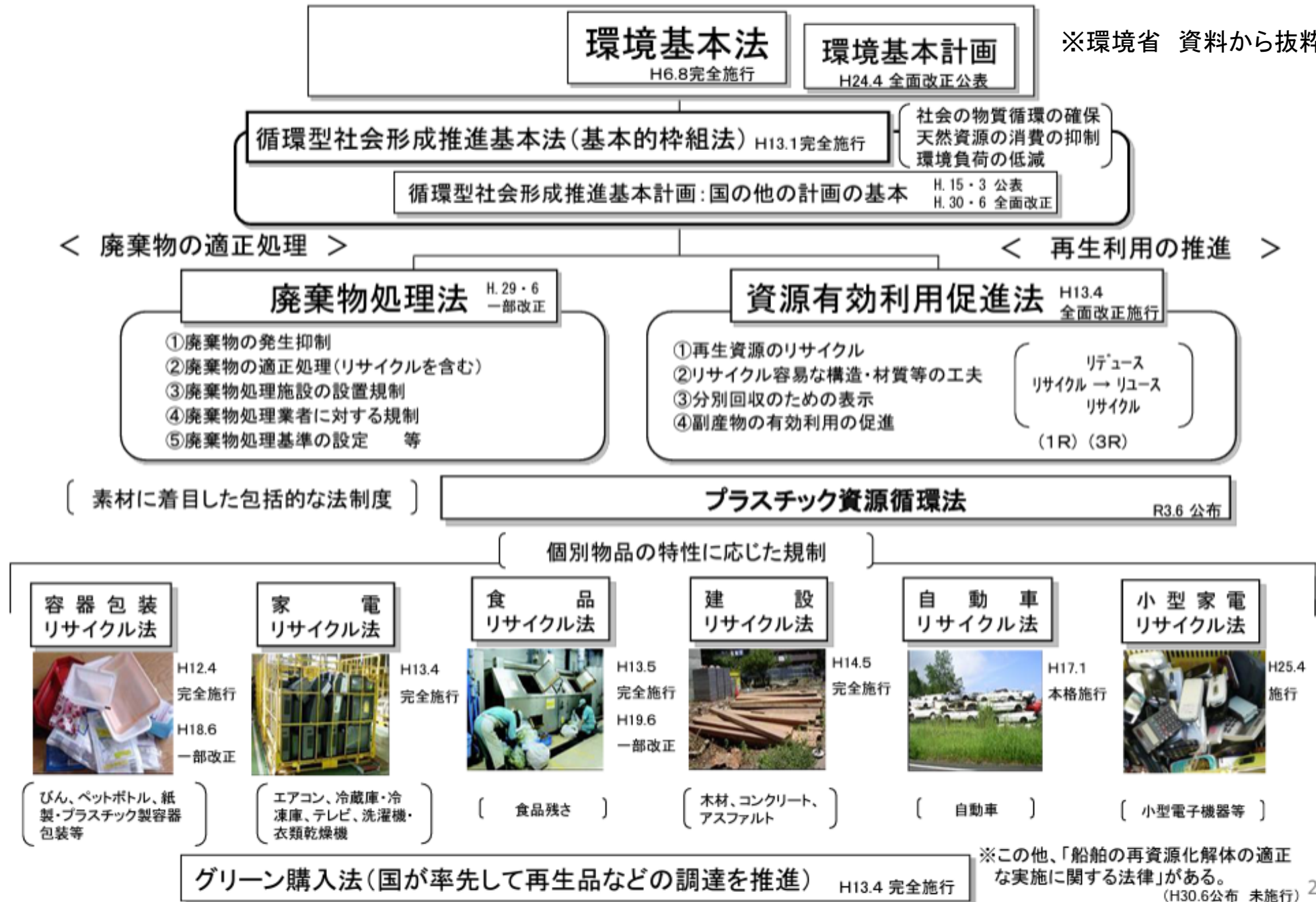
CE:SI 一般社団法人企業環境リスク解決機構
Corporate Environmental Risk Solution Institution

<https://www.cersi.jp/>



本検定は環境省「人材認定等事業登録制度」の登録を受けています。

※環境省 資料から抜粋



仕組みが異なる各種リサイクル法

1. 産業廃棄物に関するリスク

リサイクル法	一廃	産廃	許可関連制度	概要
家電 リサイクル法	●	●	※処理の仕組みを構築している	主に、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4種類についての、回収・リサイクルの仕組みを構築している。産業廃棄物である家電も対象であり、この制度に基づいて処理する場合、契約やマニフェストの交付は不要。
小型家電 リサイクル法	●	(●)	認定事業者による処理に特例	小型家電28品目について、認定事業者に対して必要な許可を不要とし、市町村から求められる引取りに応じる。
容器包装 リサイクル法	●	—	—	家庭ごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築している。具体的には、容器包装の製造者や販売者に、リサイクル費用の負担が求められる。
食品 リサイクル法	●	●	一般廃棄物の収集運搬業に関する特例	食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者を食品廃棄物等多量発生事業者とし、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが、義務付けられる。
建設 リサイクル法	—	●	—	コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づける。発注者には、事前に届出を行う義務が発生する。
自動車 リサイクル法	●	●	※処理の仕組みを構築している	使用済の自動車について、自動車所有者はリサイクルに要する費用を購入時にデポジット制で負担する。引取業者(所有者からの引き取り及び解体業者等への引き渡し義務)、解体、破砕業者(解体、破砕、フロン回収後のメーカー等への引き渡し義務)、自動車メーカー(自社製造車からの廃棄物のリサイクル義務)をそれぞれ負う仕組み。

その他、フロン排出抑制法、PCB特措法などの理解も必要・・・

処理業界は不適正処理につながりやすいビジネスモデルである

項目	製造業 等	産業廃棄物処理業
市場	共通していること : 市場原理に基づく自由競争	
顧客の対象	(消費者) ⇔ 製造業	(排出事業者) ⇔ 産業廃棄物処理業
事業内容	つくる	なくす
評価基準	[商品の質・評価] と [値段] を考慮して選択	[値段] のみが選択の要素となりやすい
モノとお金の動き	<p style="color: red;">モノとお金は逆方向に動く</p>	<p style="color: red;">モノとお金と一緒に動く</p>



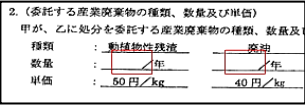



廃棄物処理法第3条第1項
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

同法第11条第1項
事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

産業廃棄物処理市場の健全化のために

- ・排出事業者責任の徹底・強化
- ・処理業者への規制強化
- ・法令の徹底
- ・情報の公開
- ・優良処理業者の認定 など

排出事業者責任を基に、厳しい罰則が定められている

区分	イメージ	このような場合	罰則 (以下の懲役・罰金)
不法投棄		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物をみだりに投棄した ・廃棄物を違法に焼却した ◆従業員が廃棄物を建物内に隠した ◆廃棄物を持ち帰った・ 	5年・1000万円 法人に対して:3億円
受託禁止		<ul style="list-style-type: none"> ・処理業許可を持たない者が処理を受託した (処分だけでなく、収集運搬も対象) ◆「ついでにやっておきます」と引き受けた 	5年・1000万円
無許可業者への委託		<ul style="list-style-type: none"> ・処理業許可を持たない者に処理を委託した (処分だけでなく、収集運搬も対象) ◆処理業者の許可期限が切れ更新していない ◆ある品目の許可を有していなかった 	5年・1000万円
委託基準違反		<ul style="list-style-type: none"> ・処理委託契約書を締結せずに委託した ◆処理委託契約の前に委託を開始した ◆契約書の必要事項が空欄のままだった ◆書面のやり取りに不備があり、実態として契約がないままに処理委託していた 	3年・300万円
管理票違反		<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェストに関するあらゆる違反 ◆マニフェストを交付しなかった・紛失した (引き渡しと同時に交付していない) ◆マニフェストの記載内容に不備・虚偽がある 	1年・100万円
保管届出違反		<ul style="list-style-type: none"> ・排出場所以外で300㎡以上の土地での廃棄物保管について、届出なく行った 	6ヶ月・50万円
虚偽報告 立入拒否		<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁から求められる報告に虚偽がある場合 ・立入検査を拒否、妨害した場合 	30万円

平成30年度から
罰則強化

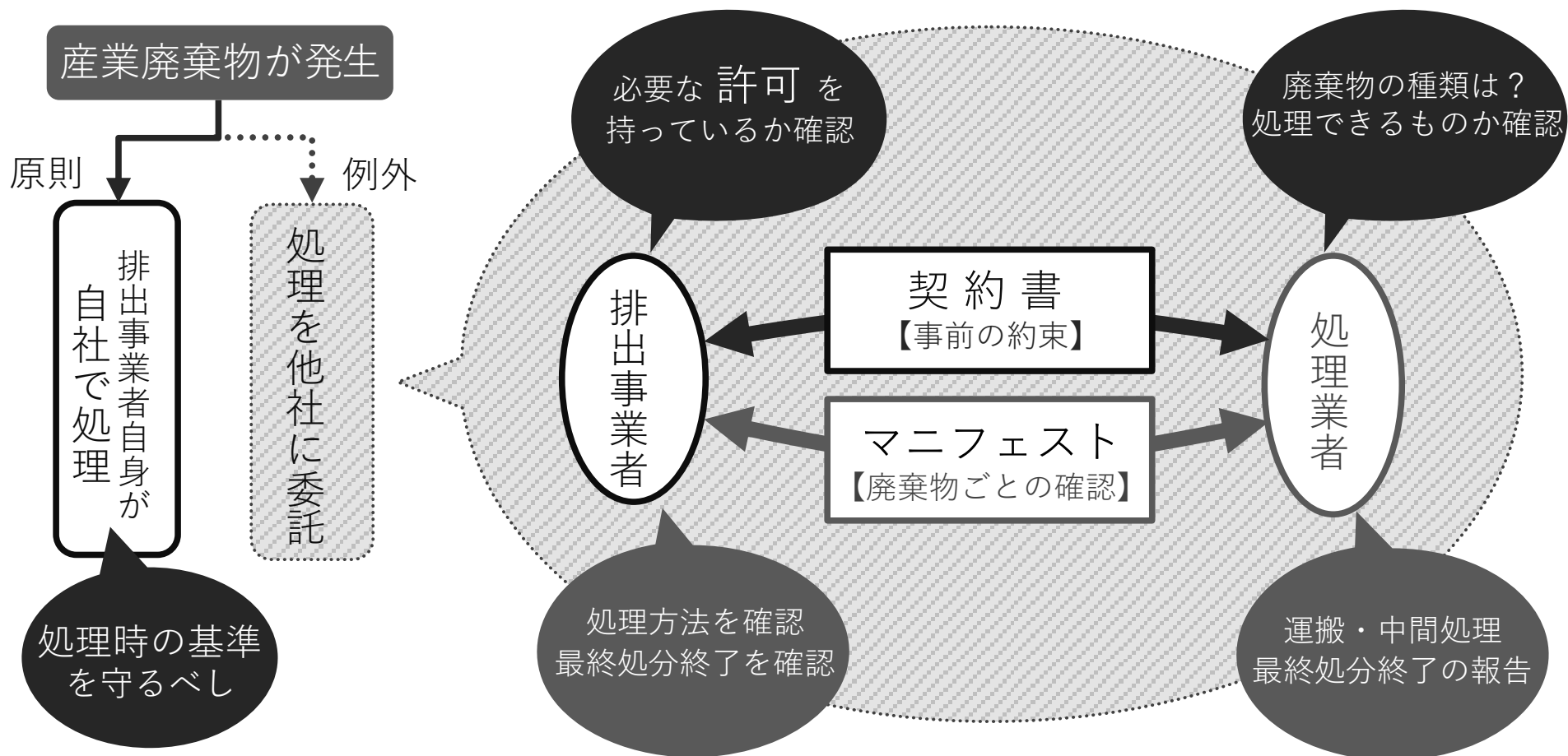
委託業者が不法投棄した場合にも、排出事業者には費用負担が求められる

事案名		特定された 排出事業者数	明らかになっている排出事業者による撤去費用負担 (撤去協力に応じる／措置命令が発出される)	
			全体額	品目ごとの費用
青森・岩手県境 不法投棄事案 (平成10年発覚)	青森県	12,003社	29社 約 5億円	¥37,000～39,700/t (燃え殻、廃プラ、汚泥) ¥19,856/t (動物性残さ)
	岩手県		24社 約 3.5億円	¥36,000～49,000/t (燃え殻、汚泥、廃油)
横浜市戸塚区事案 (平成13年頃発覚)		107社	25社 5千万円以上	¥31,080/t ¥10,878/m ³ ※品目は不明
千葉市緑区事案 (平成22年頃発覚)		289社	80社以上 約3千万円	¥22,479/m ³ (主に建設系混合廃棄物) ※品目ごとでなく一律

資料：環境省統計・自治体の公開情報 を基にユニバーズ編集

廃棄物処理法の原則は「排出事業者が自らその処理を行う」こと

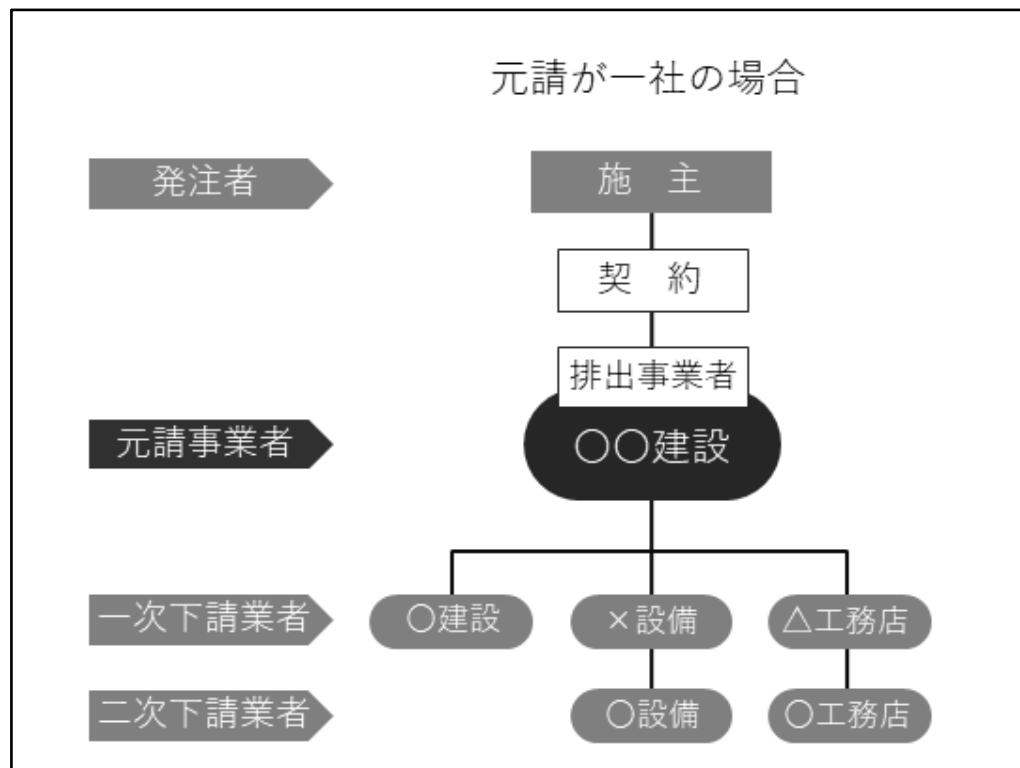
「廃掃法(はいそうほう)」ともよばれる (正式名称: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律)



ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

建設工事に伴う産業廃棄物の排出事業者は、元請業者である

■ 元請業者が排出事業者と定義される



【平成22年 廃棄物処理法改正本文】

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。)の規定の適用については、**当該建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負った建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。**



- ・平成22年の改正において、建設工事から排出された産業廃棄物の排出事業者は、発注者と直接契約した『元請業者』となることを明文化した。
- ・多重下請け構造である建設工事においては、排出事業者責任が明確にならない状況や、下請業者にその処理を押し付ける状況に伴う不適正処理を防ぐ目的である。

<廃棄物処理法での記載>

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む)。

<課長通知からの抜粋>

第十六 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

法第21条の3第1項が適用される「建設工事」とは、土木建築に関する工事であつて、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれること。

<建設業法からの抜粋>

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一に掲げるものをいう。

土木工事業	電気工事業	板金工事業	電気通信工事業	建築工事業
管工事業	ガラス工事業	造園工事業	大工工事業	タイル・れんが・ブロック工事業
塗装工事業	さく井工事業	左官工事業	鋼構造物工事業	防水工事業
建具工事業	とび・土工事業	鉄筋工事業	内装仕上げ工事業	水道施設工事業
石工事業	ほ装工事業	機械器具設置工事業	消防施設工事業	屋根工事業
しゅんせつ工事業	熱絶縁工事業	清掃施設工事業	解体工事業	

<日本標準産業分類「大分類D 建設業」より抜粋>

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物, 土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設, 改造, 修繕, 解体, 除却若しくは移設すること。
- (2) 土地, 航路, 流路などを改良若しくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け, 解体若しくは移設すること。

排出事業者は誰か = 「廃棄物を生じる事業活動を行う者（法人）」

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

.....

（事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

.....

（具体例から考えると）

・使用済みの製品を、メーカーに処理してもらいたい

⇒使用していた事業者が排出事業者であることが原則

・倉庫会社の倉庫で保管していたものが廃棄物となった

⇒倉庫会社ではなく、荷主が排出事業者であるべき

次のア～オの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 産業廃棄物とは、家庭から排出された廃棄物以外の廃棄物のことである。

ア.

イ. 改修工事に伴って排出された石綿を含む窯業系サイディングは、特別管理産業廃棄物に該当する。

イ.

ウ. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃油はすべて産業廃棄物である。

ウ.

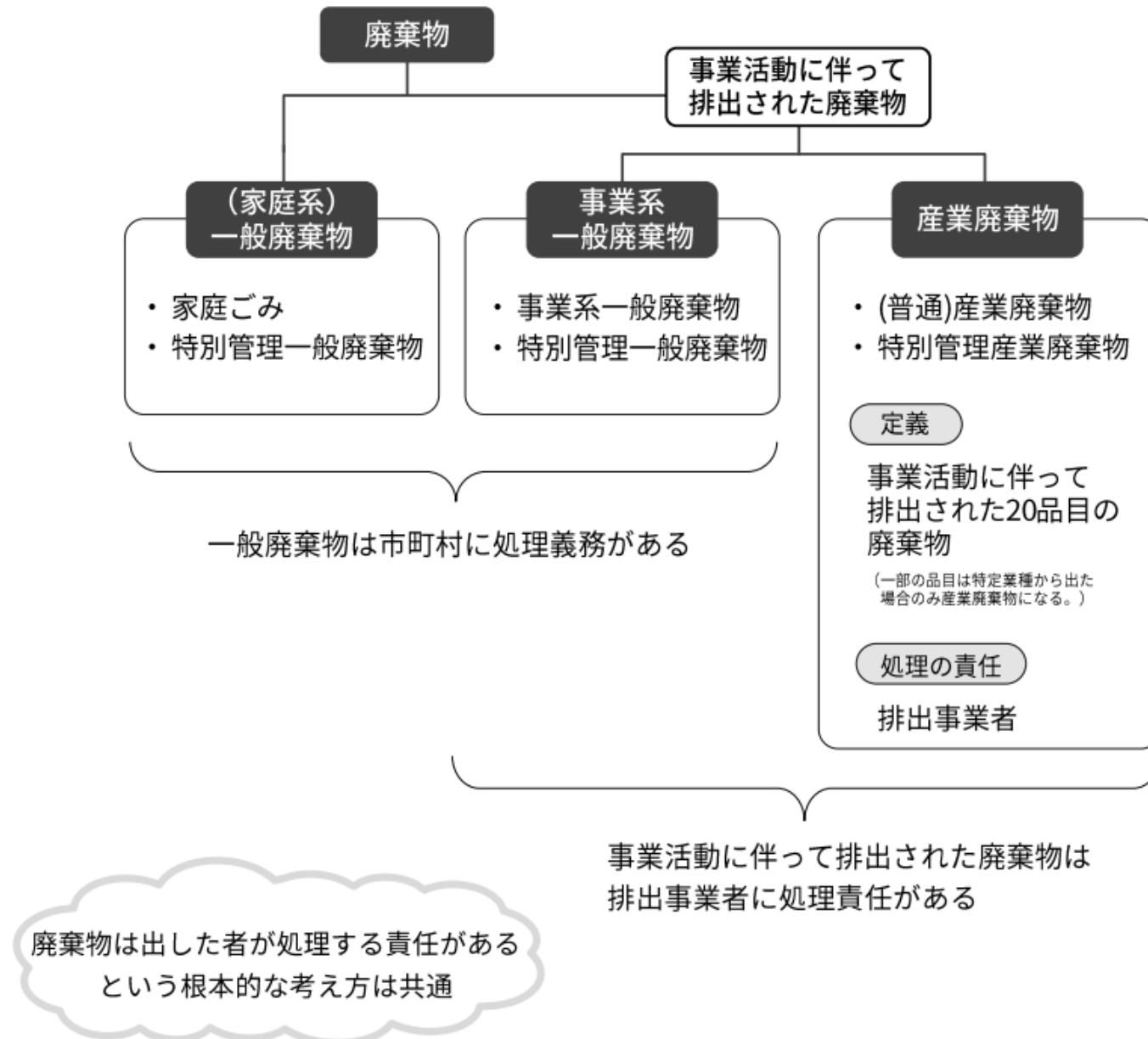
エ. 新築工事に伴って排出された紙クロス(紙くず)は、一般廃棄物である。

エ.

オ. オフィスで使用された木製の事務机(木くず)は、一般廃棄物である。

オ.

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される

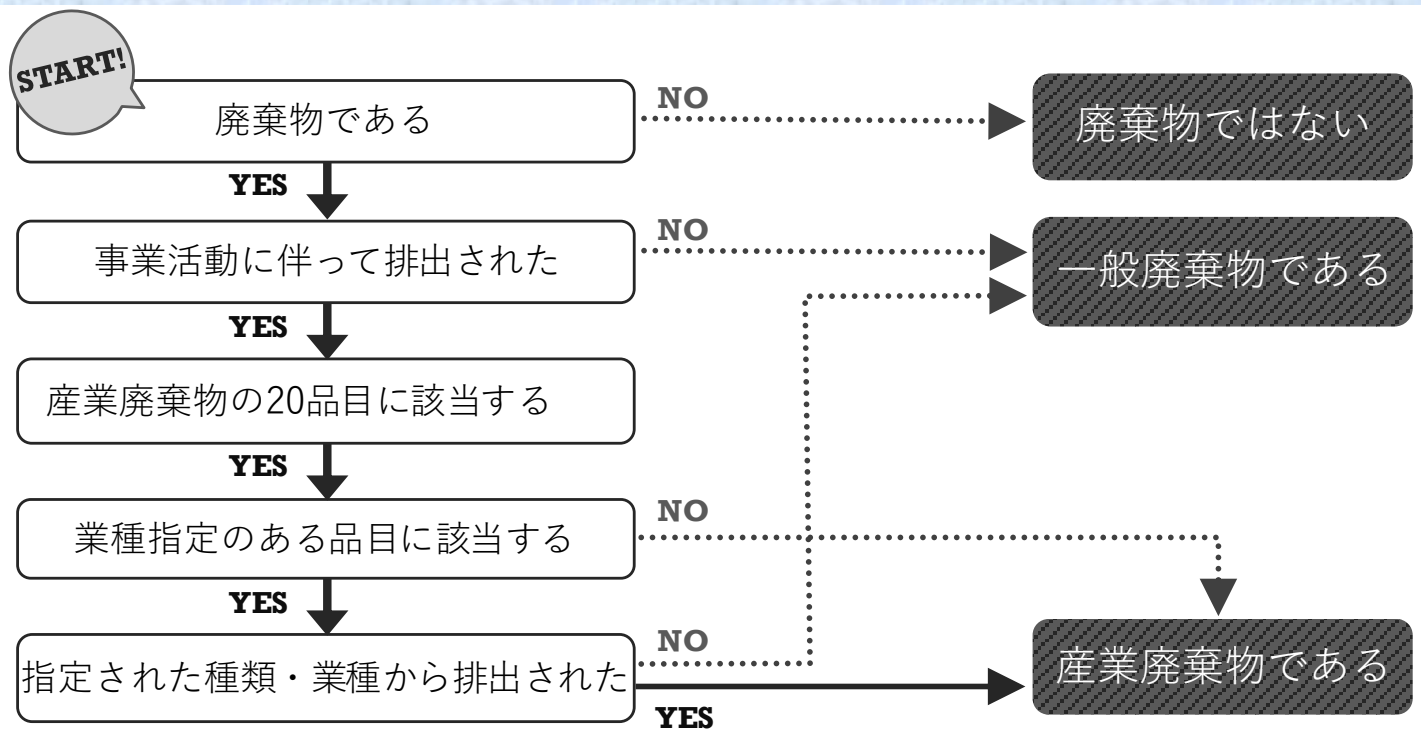


種類	内容及び具体例
燃え殻	石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等
汚泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂等すべての廃油
廃酸	廃硫酸、廃塩酸等のすべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液等のすべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール等すべての廃プラスチック
紙くず	※ 印刷くず、製本くず、裁断くず、建設現場から排出される紙くず等
木くず	※ 廃木材、おがくず、バーク、梱包材くず、板切れ、廃チップ等
繊維くず	※ 天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)
金属くず	鉄くず、空きかん、スクラップ、ブリキ・トタンくず等
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラス類、製造過程等から生じるコンクリートくず、陶器くず、レンガくず、石膏ボード等
鉱さい	電気炉等からの残さい、不良鉱石、粉灰かす等
がれき類	コンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材
ばいじん	産業廃棄物焼却施設で生じるばいじんで、集じん施設によって集められたもの
動植物性残さ	※ 魚・獣のあら、ボイルかす、野菜くず、油かす等
動物系固形不要物	※ と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥等
動物のふん尿	※ 牛、馬、豚等のふん尿
動物の死体	※ 牛、馬、豚等の死体
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので上記の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形物等)

※ 業種指定のある産業廃棄物についての詳細は、次ページを参照してください

産業廃棄物の種類と具体例

2. 問題を解いて覚える法令順守事項



【総合判断説】
 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったもの。
 廃棄物に該当するかは
 ・物の性状
 ・排出の状況
 ・通常の手扱い形態
 ・取引価値の有無
 ・占有者の意思 等
 を総合的に勘案して判断すべき。

業種指定のある品目	具体例	特定業種
紙くず	印刷くず、製本くず、板紙等	紙加工製造業、新聞業（印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業、印刷物加工業に係るもの
	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず	建設業
木くず	木材片、おがくず、パーク類等	木材・木製品製造、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業
	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず	建設業
繊維くず	貨物流通のために使用したパレット	すべての業種
	木綿・羊毛等の天然繊維くず	繊維工業（繊維製品製造業を除く）
	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず	建設業
動植物性残さ	魚・獣のあら、ポイルかす、野菜かす、油かす等	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥等	と畜業
動物のふん尿	牛、馬、豚等のふん尿	畜産農業
動物の死体	牛、馬、豚等の死体	畜産農業

次のア～オの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 石巻市で排出された産業廃棄物に関して不明なことがあった場合、仙台市に問い合わせれば問題ない。

ア.

イ. 特別管理産業廃棄物の廃油の処分業許可を有している業者は、特別管理産業廃棄物ではない廃油の処分も行うことができる。

イ.

ウ. 木くずの産業廃棄物処分業許可を有している業者は、一般廃棄物である木くずの処分も行うことができる。

ウ.

エ. A県で排出した産業廃棄物を、B県を通過し、C県内の処分施設まで運搬する業務を委託する業者は、A県およびC県の収集運搬業許可が必要となる。

エ.

オ. 積替え保管を仙台市内で行うことを含む収集運搬を委託する業者は、宮城県から「積替え保管を含む収集運搬業許可」を得る必要がある。

オ.

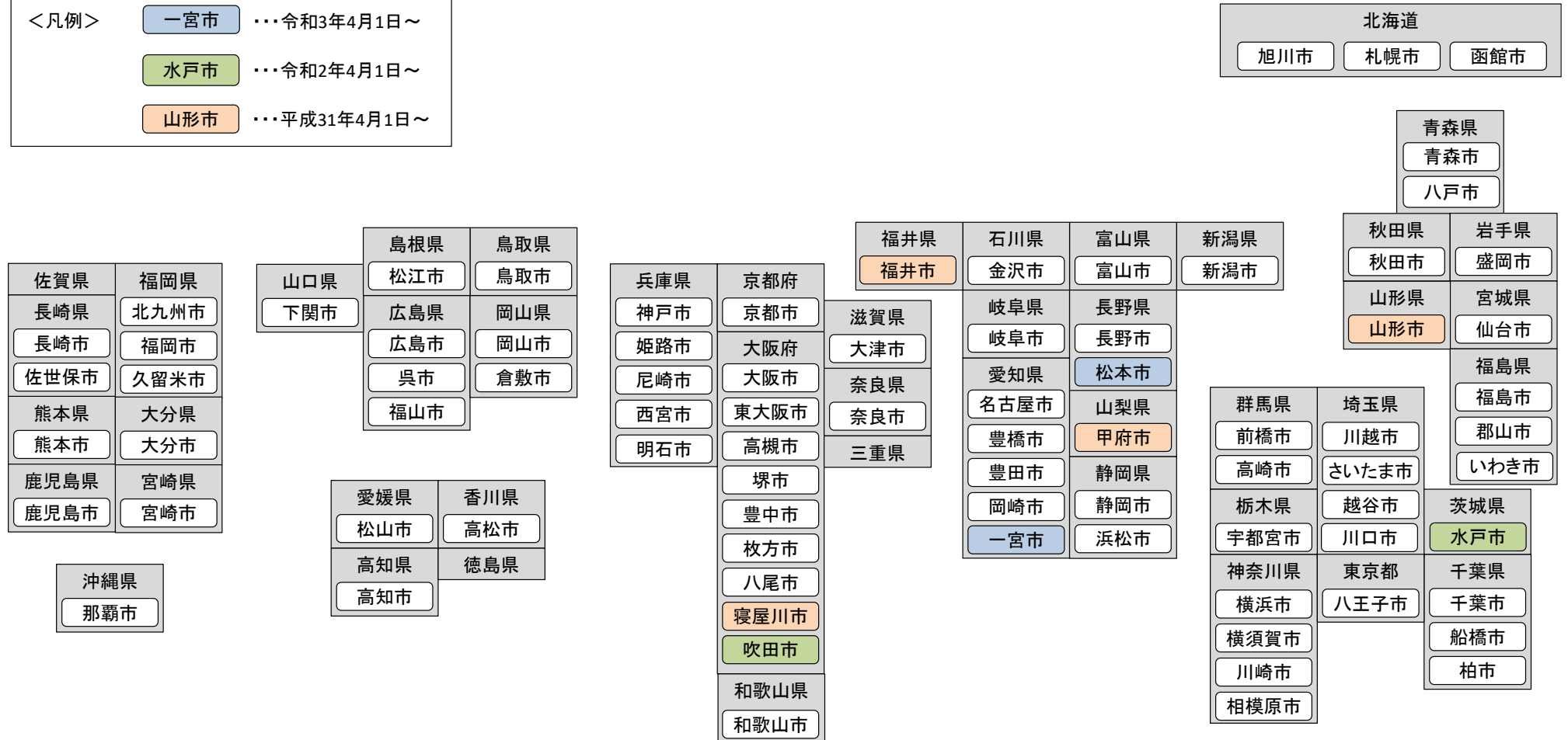
産業廃棄物は、全国に120以上ある都道府県または政令市が管轄する

■ 令和4年4月1日時点の都道府県または政令市

令和3年4月1日～長野県松本市、愛知県一宮市も政令市に

<凡例>

一宮市	…令和3年4月1日～
水戸市	…令和2年4月1日～
山形市	…平成31年4月1日～



※大牟田市(福岡県)は令和2年4月1日～ 政令市の指定を解除

※中核市移行を検討している都市：つくば市、所沢市、春日部市、草加市、藤沢市、富士市、春日井市、津市、四日市市、佐賀市

出典：中核市市長会ホームページ(<http://www.chuukakushi.gr.jp/introduction/>)

許可証では、取り扱うことができる品目（種類）等を確認する

許可番号における始めの番号(2桁または3桁)は、許可する都道府県・政令市番号を示します。
宮城県=004、仙台市=054

許可証のサンプル

産業廃棄物 または
特別管理産業廃棄物

×

収集運搬業
または 処分業

の組み合わせで
4パターンのいずれか

取り扱うことができる
品目を確認する

委託廃棄物を処理
できる能力がある
か確認する



1

下6桁が固有番号

2

〇〇市長
〇〇知事から判断

3

切れていないか確認

4

5

6

ちゃんとチェック
することは
排出事業者の責任!

「許可業者であること＝適正処理の保証」ではない

環境省からの通知が方針を決める

排出事業者・処理業者・それを管轄する都道府県または政令市の3者は、環境省（国）の定める法令に基づいて適正処理を行います。しかし現実には、法律の解釈が行政区ごとに分かれ、法律だけでは全国的に統一した判断ができないという事情もあります。その部分に対応するため、環境省から出される補足説明が「通知」です。

その一例として、「行政処分の指針について」という通知で、排出事業者責任について示されています。排出事業者責任のあり方は、「信頼できる処理業者を選定する責任はあくまでも排出事業者にある」と提示されています。

行政処分の指針ポイント

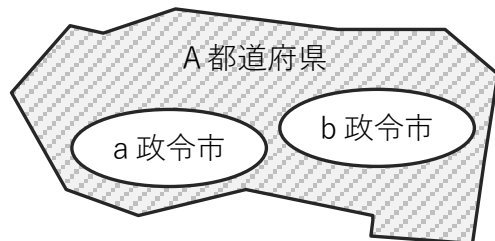
1. 「許可」は適正な処理を保証しない。業者選定の責任は排出事業者にある。
2. 法要求では含まれない「注意義務」違反も、措置命令の対象となりうる。

注意義務違反の要件	指標（具体例）	対策
適正な対価を負担していない	一般的な処理料金の半値程度	複数の見積りを取る
当該処分（不適正処理）が行われることを知っていた又は知ることができた	改善命令等の行政処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理業者に直接問い合わせ ・ 施設確認 ・ 残余容量の把握（埋立） ・ 二次委託先との契約確認（中間処理）
	不適正処理時の立入検査	
	周辺住民からの訴訟	

収集運搬業許可は、原則、積込みと積下しを行う都道府県の許可を確認



改正前

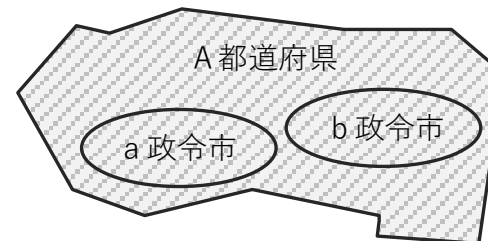


A 都道府県の許可は a・b 政令市以外の都道府県を区域とする
= 産業廃棄物に関する行政区の管理範囲と同じ

全国で収集運搬業を行うには
100以上の許可が必要

改正後

平成23年4月から

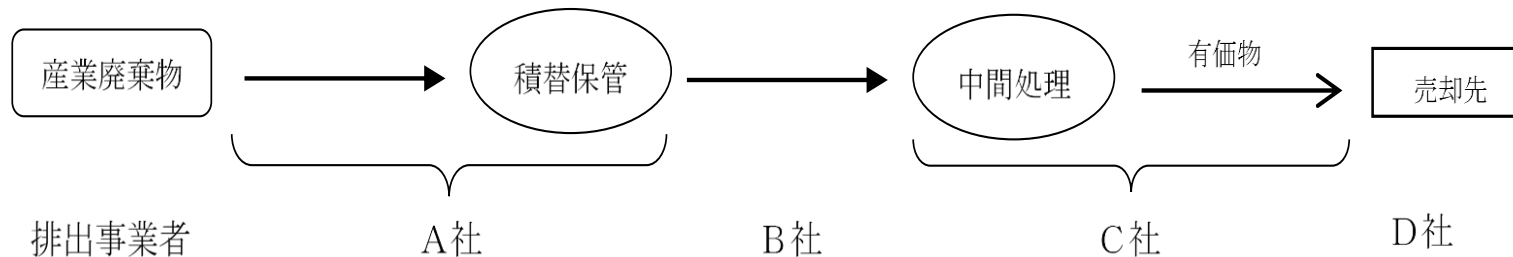


A 都道府県の許可によって、都道府県内全域 (a政令市、b政令市を含む) で産業廃棄物の収集運搬が可能になる。
※政令市内で積替保管を行う場合は、政令市の収集運搬業許可が必要となる。

全国で収集運搬業を行うには
47の許可が必要

■ 次の図のような産業廃棄物の処理委託を行う場合、廃棄物処理法に基づいて結ぶべき産業廃棄物処理委託契約について、解答欄に記入しなさい。なお \longrightarrow は、収集運搬を示します。

- 1・・・収集運搬委託契約のみが必要な場合
- 2・・・処分委託契約のみが必要な場合
- 3・・・収集運搬と処分の委託契約が必要な場合
- 4・・・直接契約が不要な場合



排出事業者とA社	
A社とB社	
排出事業者とC社	
排出事業者とD社	

■ 次のア～イの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 産業廃棄物の処理委託契約書は、契約した産業廃棄物の処理が完了した日から5年間保存しなければならない。

ア.

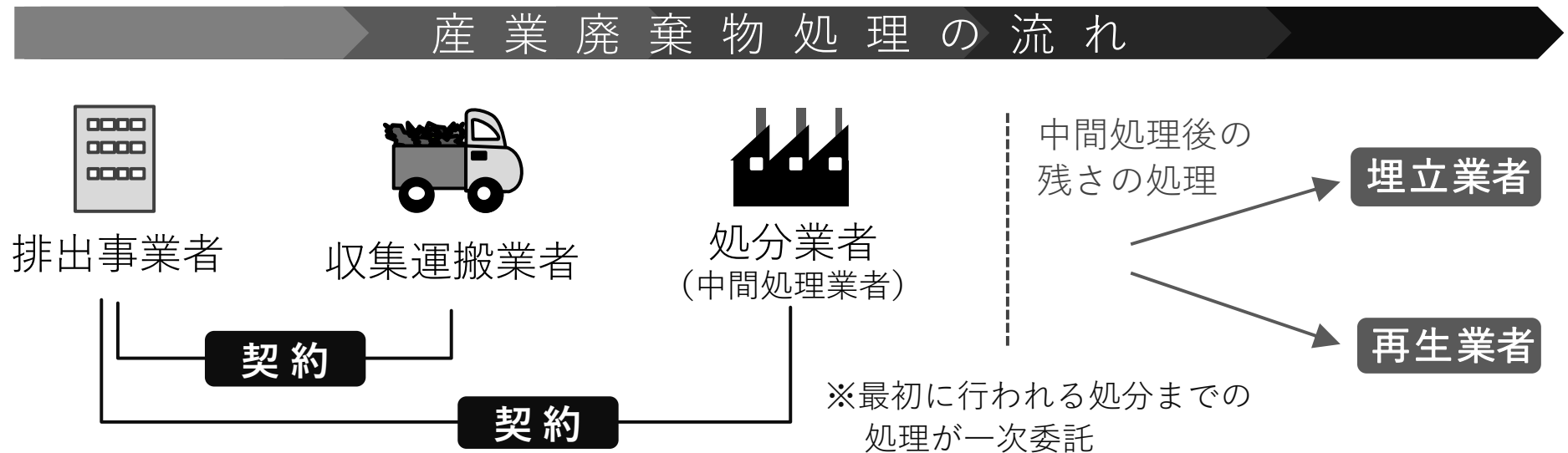
イ. 産業廃棄物の処理委託契約書には、委託する産業廃棄物の種類および数量ならびに支払う処理料金を含めなければならない。

イ.

収集運搬業者とだけではなく、運搬先の処分業者とも直接契約する

- 処理委託の前に締結すること
- 書面で締結すること
- 契約の終了日から5年間保存すること

■ 契約する相手



- ◆ 収集運搬業者と契約するだけでは不十分
- ◆ 中間処理後の残さの処分先とまでは直接契約不要

■ 記載すべき事項に漏れがない ⇒ 記載事項一覧

区分	記載が必要となる条件 (一項は必須の記載事項となる)	法律で定められる記載事項	記載する際の注意点
共通	受託者が処理業許可を受けた者である場合	受託者の事業範囲 ※許可証を添付すること	「添付する許可証の通り」でも構わない
	—	委託契約の有効期間	自動更新の定めがあっても構わない
	—	産業廃棄物の種類及び数量	
	—	契約金額（支払う料金）	単価と数量から合計が計算できれば可
	—	産業廃棄物の性状及び荷姿	性状：固形・液体など 荷姿：袋・コンテナなど
	—	産業廃棄物の性状の変化に関して (通常の保管下で)	
	—	産業廃棄物の混合等による支障	
	委託する産業廃棄物に JIS C 0950含有マークが含まれる場合	JIS C 0950含有マークの表示に関する事項	
	それぞれが委託する産業廃棄物に含まれる場合	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる旨	
	—	その他産業廃棄物取り扱い上の注意	
	—	上記6項目の変更情報の伝達方法	書面・FAX等、伝達の方法は問わない
	—	受託業務終了の報告	マニフェストによる報告で構わない
—	契約解除時の産業廃棄物の取扱い		
収集運搬	—	運搬の最終目的地の所在地	本社などではなく、実際に搬入する施設を記入
	積替保管を行う場合	積替保管を行う場所の所在地 積替保管できる産業廃棄物の種類・保管上限	
	積替保管を行う場合であり、 廃棄物が安定型産業廃棄物である場合	他の廃棄物と混合することの許否	他の廃棄物＝管理型の産業廃棄物
処分	—	処分（再生）場所の 所在地・方法・処理能力	
	—	最終処分の場所の 所在地・方法・処理能力	
	委託する産業廃棄物が 輸入された廃棄物である場合	輸入された廃棄物である旨	平成23年度から記載事項として追加

産業廃棄物処理委託契約書は、漏れなく記載する

ポイント1 空欄を作らない！

ポイント2 法令の記載事項以外も確認を！

ポイント1

[甲の事業場]

法令で定められる記載事項ではないが、排出した場所が必要な収集運搬業許可の範囲を判断するためにも記入すべき

[事業範囲]

許可証を添付する必要があることから“許可証の通り”という記載でもよい

取入印紙

標準様式1

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、
収集運搬業者：_____（以下「乙」という。）は、
甲の事業場：_____から排出される産業廃棄物の収集・運搬に
関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）
1.（乙の事業範囲）
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲
[座席]
許可都道府県・政令市：_____ 許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____ 許可の有効期限：_____
事業範囲：_____ 事業範囲：_____
許可の条件：_____ 許可の条件：_____
許可番号：_____ 許可番号：_____

ポイント2

以下パターンから（組み合わせることも含めて）選択して体制を構築

運搬する者	想定される運搬先	内容
<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 5px;">元請業者</div> (収集運搬業許可 不要)	元請業者の保管場所	事務所等に保管場所を準備し、都度持ち帰る →集積後は処理委託することを想定
	処分業者施設	排出事業者自身で運搬して、処分のみ委託 (処分業者への持ち込み・自社搬入)
<div style="background-color: #212121; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 5px;">処理業者</div> <div style="background-color: #FF9800; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 5px;">下請業者</div> (収集運搬業許可あり)	処分業者施設	許可を有する処理業者が、排出現場から回収することで処理委託が開始する ※排出量がある程度多い場合には一般的 ※下請事業者に許可を取得させ、収集運搬を委託する場合も同じ
<div style="background-color: #FF9800; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 5px;">下請業者</div> (収集運搬業許可なし)	元請業者が権限を有する場所	※限定的な特例 廃棄物処理法の特例（21条の3第3項）を活用し、下請け業者が運搬を行う

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。)の規定の適用については、**当該建設工事**(他の者から請け負つたものを除く。)の注文者から**直接建設工事を請け負つた建設業**(建設工事を請け負う営業(その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を**営む者**(以下「元請業者」という。)を**事業者とする**。

2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負つた建設業を営む者(以下「下請負人」という。)が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第十二条第二項、第十二条の二第二項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。

3 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第七条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

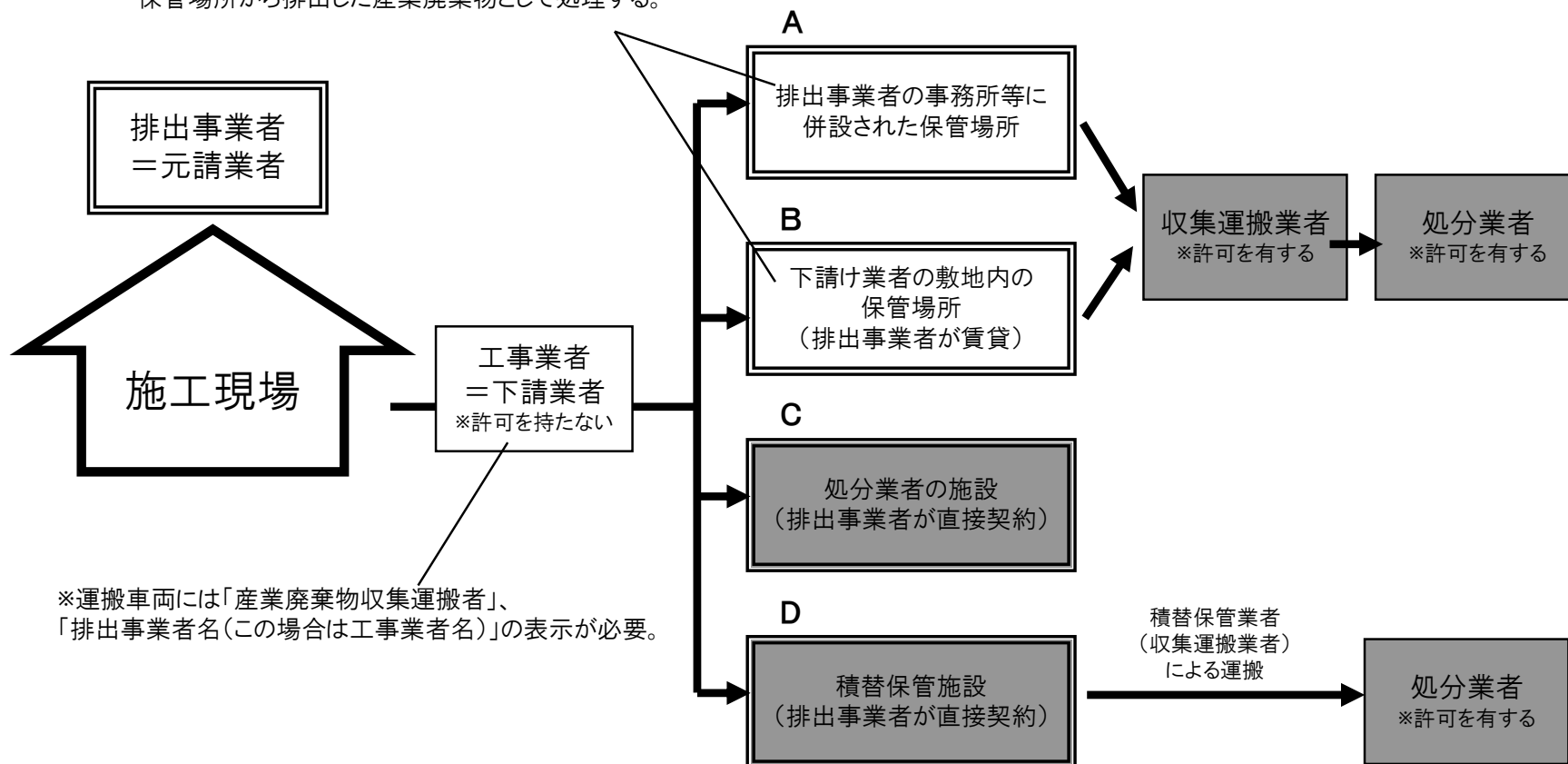
4 建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合(当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。)には、第六条の二第六項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

あくまでも廃棄物処理法の特例、条件に適合するケースは多くない

■ 収集運搬業許可を持たない下請工事業者が一旦運搬を行う条件

- ☑ 新築・増築及び解体工事では認められず、請負金額が500万円以下の工事に限る。
- ☑ 特別管理産業廃棄物では認められない。
- ☑ 1回に運搬する廃棄物は1m³以下であること。
- ☑ この運搬の途中で積替保管を行ってはならない。
- ☑ 運搬先は、排出事業者が使用権限を持ち、施工現場と同一または隣接する都道府県であること。

※保管場所からの処理については、元請業者が保管場所から排出した産業廃棄物として処理する。



※運搬車両には「産業廃棄物収集運搬者」、
「排出事業者名(この場合は工事業業者名)」の表示が必要。

https://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110204004.pdf

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)

平成23年2月4日

4 下請負人が行う廃棄物の処理の委託

法第21条の3第1項の規定により建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が事業者とされることから、元請業者が廃棄物について自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って廃棄物処理業者に適正に処理を委託しなければならない。

しかし、元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例があった場合、下請負人は事業者でも廃棄物処理業者でもないことから、法に基づく規定が適用されず、下請負人により廃棄物が不適正に委託され、結果的に当該廃棄物の不適正処理につながるおそれがある。

そこで、そのような事態を防止するため、下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物の処理の委託に関する規定を適用することとした（法第21条の3第4項）。

なお、この規定は、前述のような例外的な事例においても法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置することとするものであり、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではない。

また、例えば、元請業者から下請負人に対し、当該下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理を行うべき旨の口頭による指示又は示唆があり、当該指示又は示唆に従い当該下請負人が当該廃棄物の処理を他人に委託した場合には、当該元請業者から当該下請負人への指示又は示唆が行われた時点では、事業者たる当該元請業者に委託基準等が適用されているにもかかわらず、当該元請業者は書面による委託契約を行っていないことから、当該元請業者は委託基準に違反していると解して差し支えない。このように、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合においても、元請業者による何らかの委託がある場合には、当該委託の時点において元請業者に委託基準が適用される点に留意されたい。

次のア～オの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 排出事業者は、収集運搬業者に産業廃棄物を引渡した日から3日以内に紙のマニフェストを交付しなければならない。

ア.

イ. 排出事業者は、電子マニフェストを登録した場合、その電子データを登録した日から5年間保存する必要がある。

イ.

ウ. 仙台市と、多賀城市に排出事業場を有している事業者が、管理票交付等状況報告書を本社のある仙台市にまとめて報告した。

ウ.

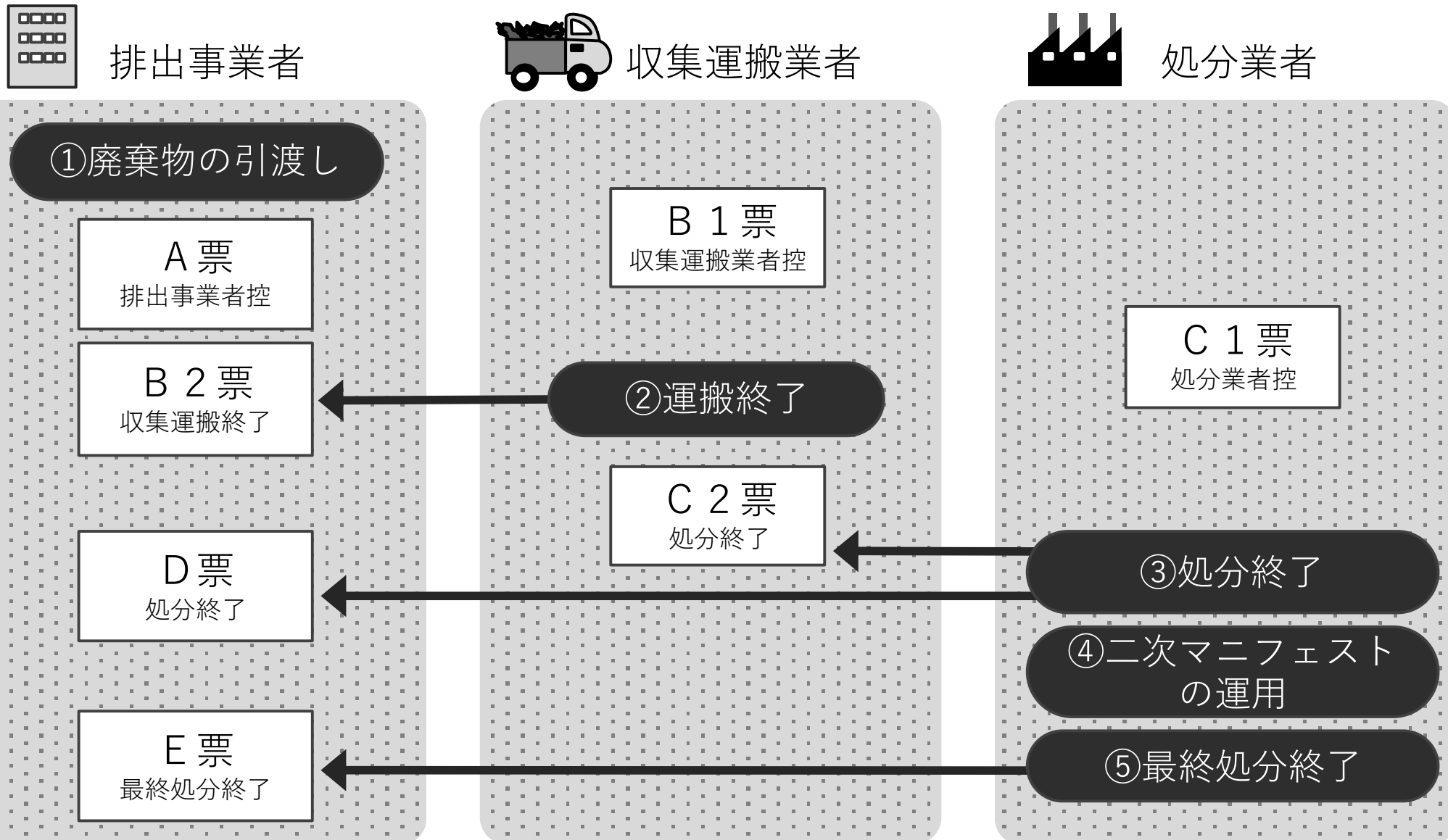
エ. 電子マニフェストの登録は、産業廃棄物を引き渡した日から3日以内とされるが、その3日に土・日・祝日、8月13日～15日及び12月29日～1月3日は含まれない。

エ.

オ. 2020年(令和2年)度から、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、特別管理産業廃棄物を含めすべての産業廃棄物について、電子マニフェストの使用が義務化された。

オ.

マニフェストは、運搬・処分・最終処分の完了を確認するための伝票



紙か電子、どちらかを選択して使用する

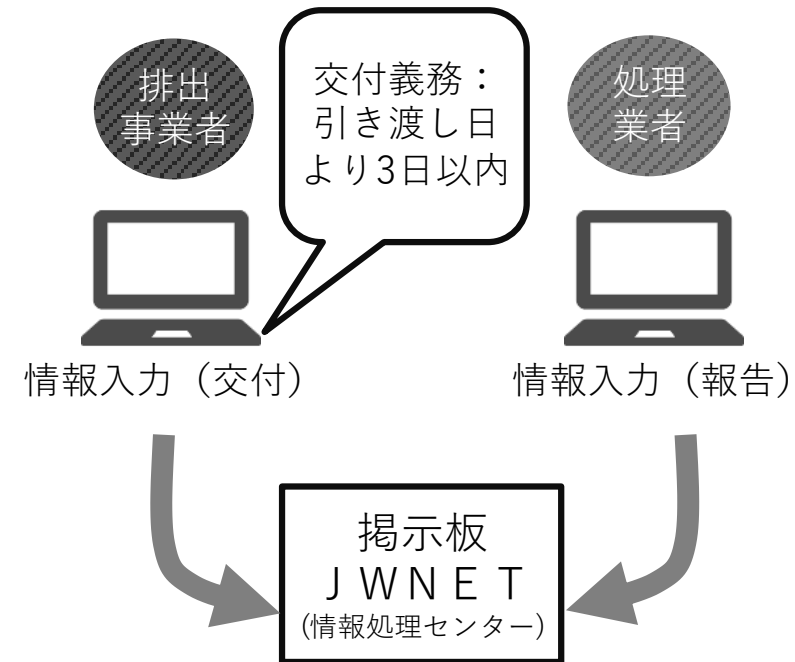
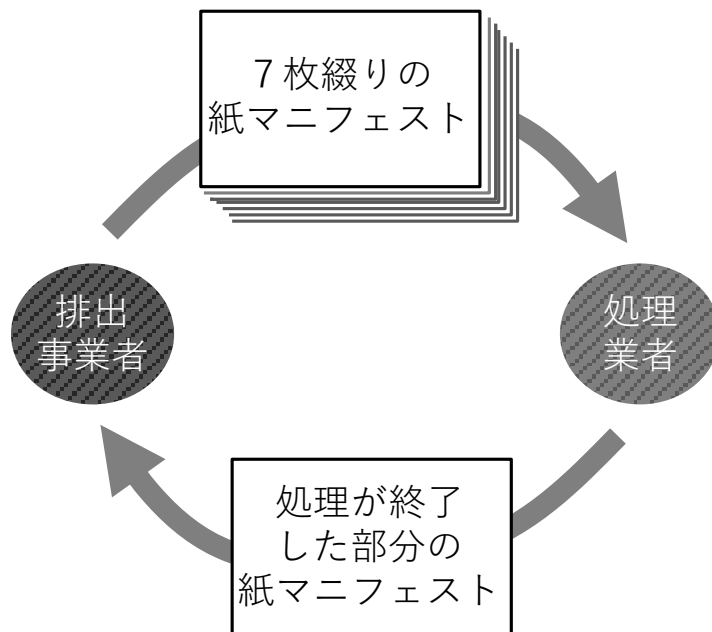


紙マニフェストは 手紙



電子マニフェストは 掲示板

交付義務：廃棄物の引き渡しと同時に



保存義務：JWNETが電子的に保存
報告義務：JWNETが代わりに報告

保存義務：5年間保存※
報告義務：排出事業者(1年分をまとめて報告)
※A票は交付日から、B2票・D票・E票は送付を受けた日から

※排出事業者、収集運搬業者、処分業者、3者全ての加入が必須条件

紙マニフェストを1枚でも交付したら、翌年6月末までに報告を

年に1度の
決まりごと！

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

〇〇県知事(〇〇市長) 殿

排出行政区

報告者
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称							業 種			
事業場の所在地							電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運 搬 先 の 住 所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
	種類	排出量	交付枚数							
2										
3										
4										

処理ルート

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	① 年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者 氏名	②
事 業 者 (排 出 者)	氏名又は名称		名称		
	住所 〒	③ 電話番号	所在地 〒		④ 電話番号
産 業 廃 棄 物	種類(普通の産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)
	何委		⑦		
	産業廃棄物の名称		有害物質等		処分方法
	備考・通信欄		⑤ (⑥)		
	中間処理 産業廃棄物		管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)		
	最終処分 の場所		⑧		
	運搬受託者		⑨		
	処分受託者				
	運搬の受託		(受領欄)		数量(及び単位)
	処分の受託		(受領欄)		
最終処分を 行った場所		(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			

排出事業者控

【紙マニフェストの必須記載事項(A票)】

- ① 交付年月日と交付番号
- ② マニフェスト交付担当者の氏名
- ③ 排出事業者の氏名又は名称と住所
- ④ 排出事業場の名称と所在地
- ⑤ 産業廃棄物の種類と数量
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨、及びその数量
- ⑦ 産業廃棄物の荷姿
- ⑧ 最終処分を行う場所の所在地
- ⑨ 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称と住所
- ⑩ 運搬先事業場の名称と所在地、積替え保管を行う場合はその所在地

【NGな記入の例】

- ・必須記載事項が網羅されていない。
 - ・1枚のマニフェストに複数種類の廃棄物を記入。
 - ・1枚のマニフェストに複数回数の回収を記入。
 - ・契約にない処分委託者を記入。
 - ・交付済みのマニフェストを紛失した際に、新しい別のマニフェストを交付すること。
- …など。

見本

照 合 確 認	B 2票	年 月 日
	D 票	年 月 日
	E 票	年 月 日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

新規登録

登録

パターン選択

一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況報告が不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力してください。

排出情報	
引渡し日	2023/02/28 (yyyy/MM/dd) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
引渡し担当者	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> <input type="text"/> <input type="button" value="登録担当者"/> <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/>
排出事業場	④ <input type="text"/> <input type="button" value="コード取得"/> <input type="button" value="事業場追加"/> <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> <input type="button" value="クリア"/>
連絡番号1	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
連絡番号2	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
連絡番号3	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

産業廃棄物情報 <input type="button" value="追加"/>											
No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類 ⑥	廃棄物の名称	廃棄物の数量	⑦ 荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有害物質	放射性物質

運搬情報 <input type="button" value="追加"/>										
区間	編集	削除	自己	収集運搬業者	積替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	(再) 自己	再委託収集運搬業者

処分情報	
処分業者	⑨ <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> <input type="button" value="クリア"/>
処分事業場	<input type="text"/>
処分方法	<input checked="" type="radio"/> 再生 <input type="radio"/> 中間 <input type="radio"/> 最終 (選択なし) <input type="button" value="▼"/>
再委託先処分業者	<input type="text"/>

最終処分の場所 <input type="button" value="追加"/>					
<input checked="" type="radio"/> 委託契約書記載のとおり <input type="radio"/> 当機指定のとおり ⑧					
No.	削除	最終処分事業場	郵便番号	所在地	電話番号

備考	
備考1	<input type="text"/>
備考2	<input type="text"/>
備考3	<input type="text"/>
備考4	<input type="text"/>
備考5	<input type="text"/>

パターン名称:

[▲ページトップ](#)

■受渡確認票：電子マニフェストを利用した廃棄物の委託時に使用する

電子マニフェストシステム (JWNET)		受渡確認票		JWNET Japan Waste Network		a 1 4 8 9 4 7 8 7 7 3 8 a	
マニフェスト番号	14894787738	登録の状態	確定情報	引渡し日	2022/08/19	引渡し担当者	板倉 聡至
排出事業者	氏名又は名称 株式会社ユニバース	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3			
	住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-10 ランディック虎ノ門ビル5階	排出事業場		所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-10 ランディック虎ノ門ビル5階			
	電話番号 03-6809-2581 加入者番号 1107894	電話番号					
産業廃棄物	種類 2200000 管理型混合廃棄物 (大分類名称 管理型混合廃棄物)	数量	0.500 m3	確定数量	0.500 m3	数量の確定者 収集運搬業者(区間1)	
	有害物質 放射線物質対象外 廃棄物の名称	荷姿	バラ				
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 株式会社	運搬先の事業場		名称	リサイクルセンター		
	住所	所在地					
	電話番号 加入者番号 許可番号	運搬方法	車両	車両番号(排出)			
備考	運搬量		0.500 m3	運搬担当者			
	有価物拾集量			運搬終了日	2022/08/19		
処分業者	氏名又は名称 株式会社 再資源物流センター	処分事業場		名称	リサイクルセンター		
	住所	所在地					
	電話番号 加入者番号 許可番号	報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2022/08/20	廃棄物受領日	2022/08/19
備考	処分担当者						
	受入量		0.500 m3				
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号])		リサイクルセンター				
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

印刷日時 2023/02/28 13:48:11

区分	紙マニフェスト	電子マニフェスト
利用条件	特になし	排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が利用できる状況にあること
利用料金	30円/枚	JWNET利用料 22円/件 ※ASP利用料 ~150円程度/件
交付義務	引き渡しの都度	引き渡し後3日以内 ※事前に予約登録が可能
保存義務	5年間 ※B2、D、E票はそれぞれ返送を受けた日から起算	排出事業者自ら保存の必要なし ※JWセンターが代行
報告義務	1年分の交付状況を毎年6月末に都道府県又は政令市に報告	排出事業者自ら報告の必要なし ※JWセンターが代行
返送確認	処理の工程に応じて対応する伝票が返送される → 手元に自動的に伝票が戻ってくるが、 交付日からの経過日数が一目でわからない	JWNET内で登録される → 自発的に確認することが必要だが、 進捗が一目瞭然である
記載事項	正確な知識を有していなければ、 記載の漏れや誤りに気付くことができない	入力項目がシステムで管理されているため、 記載の漏れや誤りが比較的生じづらい

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ 500件 表示 (合計件数: 1件)

No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	引渡し日	廃棄物の大分類名称	廃棄物の種類	廃棄物の数量	排出事業者
1	<input type="checkbox"/>	確定情報		14894787738	●	●	●				2022/08/19	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	0.500m ³	株式会社ユニバース

電子報告を行う場合は「みやぎ産廃報告ネット」を活用

報告提出 マニフェスト交付等状況報告

- 毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストについて自治体に報告が必要です。
- 排出事業場を管轄する保健所（建設業で、仙台市を除く宮城県内の排出事業場2ヶ所以上を統括的に管理している支店等が仙台市内又は他県のみにある場合には、県庁）に報告してください。
- 仙台市内に事業場がある場合は仙台市へ報告してください。

電子報告システム「みやぎ産廃報告ネット」での報告を基本としております！



みやぎ産廃報告ネット



1

産業廃棄物を排出した事業者は、その産業廃棄物の処理が行われるまで適切に保管しなければなりません。保管の基準に関しては、周囲に囲いを設けることと、掲示板を掲げることなどが廃棄物処理法に定められています。

◆ 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。

囲いについて明確な基準はありませんが、保管する廃棄物の荷重がかかる場合には、その荷重に耐えられる強度が必要になります。

◆ 産業廃棄物の保管場所である旨を掲示

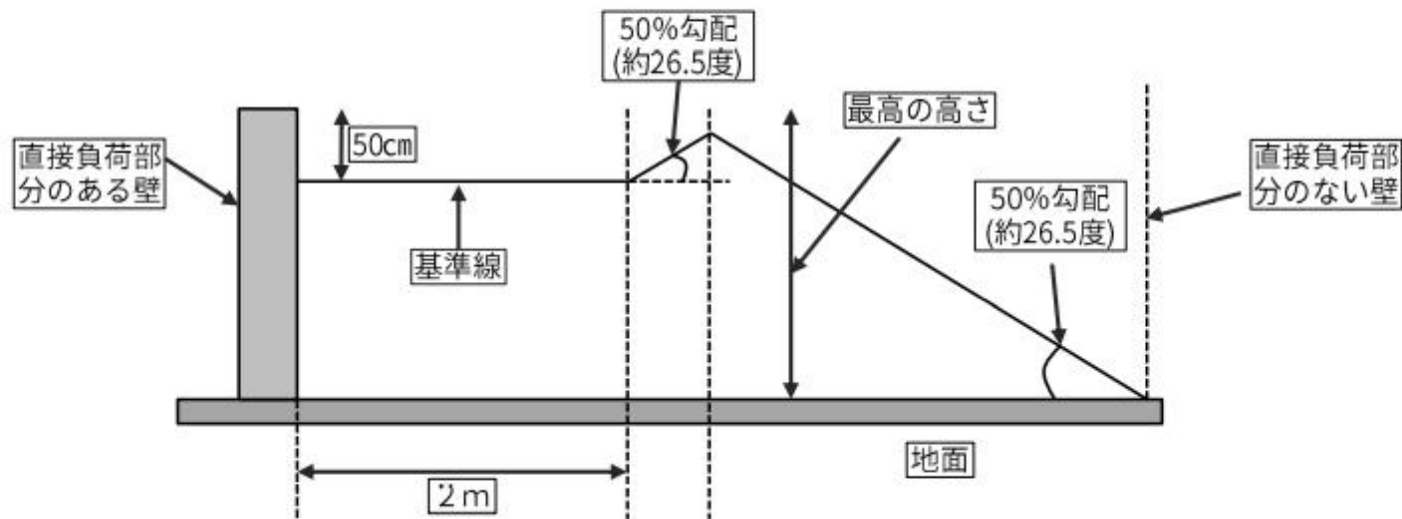
見やすい場所に、縦横60cm以上の掲示板を掲げます。右図のようなものが一般的ですが、廃棄物処理法に定められた記載事項があれば、特に形式は定まっていません。

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数	量
<small>(積置及び近分の為の保管の場合)</small>	
管理者	氏名 <small>(又は名称)</small>
	連絡先
保管の高さ	
<small>(屋外で容器を用いずに保管の場合)</small>	

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」より抜粋

◆ その他の基準

保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、悪臭、害虫などが生じないようにする必要があります。また、容器に入れずに屋外で保管する場合には、下図の基準を守る必要があります。



保管の届出が必要となる場合

産業廃棄物を、その産業廃棄物が生じた事業場外で保管する場合には、あらかじめ都道府県知事へ届出を行う必要があります。この規制の対象となるのは、建設系の産業廃棄物を300㎡以上の土地で保管する場合に限られています。

しかし、都道府県または政令市の定める条例では、建設系以外の産業廃棄物に対しても届出が必要となる場合、300㎡未満の土地での保管でも届出が必要となる場合等があるため、保管を行う行政区の条例を確認することが必要となります。

水銀使用製品産業廃棄物の ポイント

- 保管**
- ・仕切りや表示等による混合防止
 - ・産業廃棄物の掲示板の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と追記

処理委託

【許可の確認】 許可証の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること

※施行以前から取り扱っている場合、改正後に新たな処理基準を順守することで変更許可は不要とされている。破碎の場合、水銀が大気中に飛散しないような設備が必要で、改正によって処理できなくなる事例も多い。許可更新時には取扱いの可否が明記されるが、それまでは取扱い可能かどうか、個別に確認が必要となる。

【契約書】 廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」と明記する

※施行日前に、契約締結している委託契約書は、新たに契約変更は不要。次回の更新時に追加すればよい。

【マニフェスト】 「水銀使用製品産業廃棄物」と明記し、その数量を記載

特別管理産業廃棄物を扱う際のルール

特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、特別管理産業廃棄物の許可を持つ業者に委託しなければなりません。これ以外にも、特管産廃と普通産廃では様々な点で対応が異なります。

◆ 責任者の設置義務

特管産廃を排出する事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。行政区によっては、責任者の設置・変更・廃止の際に報告が義務付けられている場合もあります。

◆ 処理業者への事前通知

予め委託先の処理業者に特管産廃の種類・数量・性状等を文書で通知しなければなりません。

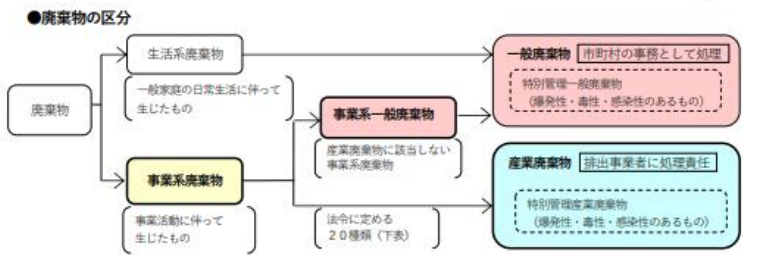
◆ 保管・運搬の際の基準

特管産廃と普通産廃が混じることの無いよう、仕切りを設けるなどの措置が必要となります。

	廃棄物		有価物
	産業廃棄物	一般廃棄物	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> 売却できない廃プラ 廃蛍光灯 廃木製パレットなど 	<ul style="list-style-type: none"> 一般のオフィスの紙くずなど 事業活動に伴わない廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> 売却可能な排出物 段ボールなど
処理責任	排出事業者	市町村 ※但し、事業系一般廃棄物については排出事業者にも責任有り	※廃棄物ではないため、処理責任というよりも製造者としての責任
処理業の許可の権限	都道府県知事 および政令市長	市町村長	—
許可業者への委託	必要	必要	
書面での処理委託契約締結義務	必要	法律上の義務ではない	
マニフェストの交付	必要	法律上の義務ではない	

産業廃棄物を排出する事業者の方へ

産業廃棄物の処理は排出事業者の責任です



産業廃棄物の種類	内	容
1 燃え殻	焼却残渣、石炭がら、灰かす、炉清排物等	
2 汚泥	製造業、廃水処理等で生ずる全ての泥状のものであって有機性・無機性のものを全ての汚泥	
3 廃油	溶剤、鉱物性油、動植物性油脂等全ての廃油	
4 廃酸	全ての酸性廃液	
5 廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液	
6 廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等、高分子系化合物に係る全ての廃プラスチック類	
7 ゴムくず	天然ゴムのくず	
8 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研削くず及び切削くず等全ての金属及び金属製品のくず	
9 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボードのくず、コンクリートくず(工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。)	
10 鉱さい	電気炉等の鉱さい、焼結物砂、高炉、平炉、転炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石灰、粉砕かす	
11 がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片	
12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばいじん発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
13 紙くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る。)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業の紙くず	
14 木くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る。)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の製材業、物品運搬業、貨物物流に使用したパレットの木くず	
15 繊維くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る。)、製糸、紡績、織物業等の天然繊維くず	
16 動植物性残さ	食品品製造業、医薬品製造業、香料製造業の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物	
17 動物系固形不要物	と畜場で、とさつ・解体又は食肉処理場で食肉処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内臓等	
18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	
19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	
20	1から19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1から19の産業廃棄物に該当しないもの	

●事業系一般廃棄物 (産業廃棄物以外のもの) 事務所、商店、オフィス等から排出される紙くず、梱包に使った木くず、ダンボール、茶がら等のゴミ、飲食店、従業員食堂から排出される残飯、厨芥類、卸売業から排出される野菜くず、魚介類等

●爆発性・毒性・感染性のあるものは、別に「特別管理産業廃棄物」に分類されます。(感染性廃棄物、廃PCB、廃石炭、廃水銀、引火性廃油、pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、その他有害物を含むものなど)

次のような廃棄物は、各種のリサイクル法に基づきリサイクルしましょう。

- 使用済み自動車 → 自動車リサイクル法に基づき処理が必要です。自動車リサイクルの登録・業者に相談しましょう。
- 使用済み家電 → テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられています。販売業者に相談しましょう。
- 使用済みパソコン → 産業処理もできますが、リサイクルが推奨されています。メーカーに相談しましょう。

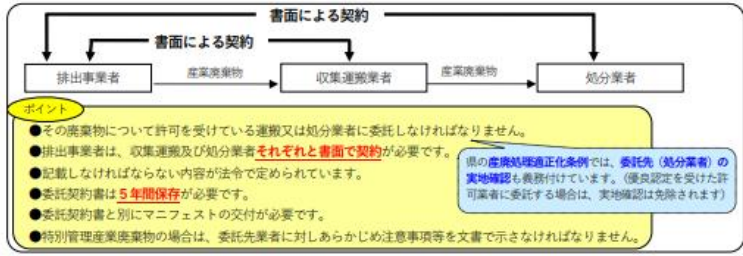
排出事業者の責任とは？

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、廃棄物処理法第3条に定められています(排出事業者責任)

- 自ら処理する場合は、法の基準に従い、保管や運搬、処分を行う必要があります。
- 他人に処理を委託する場合は、以下のルールを遵守しなければなりません。

委託契約

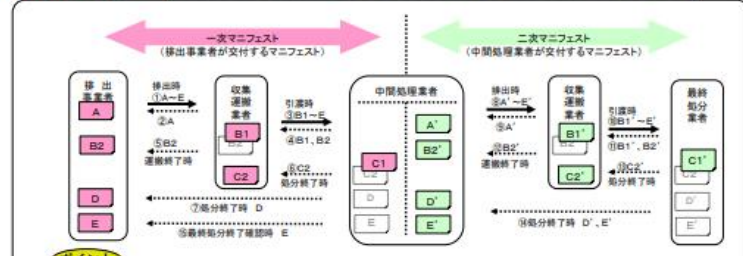
事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、「委託基準(令第6条の2)」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。



マニフェスト

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により管理しなければなりません。

マニフェストとは、廃棄物処理法施行規則第8条の2第2項にて様式が定められた複写式伝票です



- マニフェストの保存義務
排出事業者はA票、B2票、D票、E票を5年間保存する義務があります。
- マニフェストの確認義務
排出事業者は委託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、委託契約書と照合して処理が行われたか確認します。
- 報告の義務
①毎年、一年間のマニフェスト交付状況を県に報告する義務があります。
②マニフェスト交付日から90日以内に(特別管理産業廃棄物の場合は60日以内)にB2票、D票が、180日以内にE票が返送されない場合は、委託した産業廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じるとともに県に報告する義務があります。

委託した後も、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります！

おすすめ 電子マニフェスト

マニフェスト制度においては、Webシステムを使用する電子マニフェストも利用できます。電子マニフェストを利用した場合、紙の管理票を交付したり、管理票の写しを保存する必要がありません。また、パソコンや携帯電話で簡単に操作できる、マニフェスト票の法定項目の記載漏れがない、偽造される危険性が少ない、毎年の自治体への交付状況報告が必要ない、などのメリットがあります。

廃棄物処理 Q&A

Q1 産業廃棄物の処理業者は、どうやって探すのですか？

①都道府県等の名簿から探す。
 県のホームページで「宮城県産業廃棄物処理業者名簿」を公開していますので、ご利用願います。
 また、「優良産廃業者」については、別に名簿を公開していますので、参考にしてください。
 また、県ホームページ「みやぎリサイクル事業者ガイド」(循環型社会推進課担当)で、リサイクル業者の名簿も公開していますので、参考にしてください。

②一般社団法人宮城県産業資源循環協会に問い合わせる。
 一般社団法人宮城県産業資源循環協会会員の紹介を行っています。
 (一般社団法人宮城県産業資源循環協会 TEL 022-290-3810 URL <http://www.miyagisanpai.or.jp/>)
 委託に際しては、排出事業者である皆さんが、許可の内容や処理の内容を十分確認し、その上で納得できる処理業者と委託手続をすることになります。

Q2 委託契約書のひな型はありませんか？

県では、ひな型を示しておりません。公益社団法人全国産業資源循環連合会など各種団体で委託契約書様式や手引書を市販しておりますので、参考にしてください。
 (公益社団法人全国産業資源循環連合会 URL <http://www.zensanpaien.or.jp/>)

Q3 紙マニフェストはどこで購入できますか？

一般社団法人宮城県産業資源循環協会などで取り扱っています。県庁や県の機関では販売しておりません。

Q4 委託基準やマニフェストのルールを守らなかった場合、罰則を受けることはありますか？

違反の内容によって、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用される場合があります。

(例) 違反行為	罰則
無許可業者への委託など	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
契約書作成義務違反、許可証の添付漏れ・5年保存義務違反など	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
マニフェスト伝票の記載・交付義務違反・5年保存義務違反など	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

Q5 委託業者が不法投棄等を行った場合、排出事業者も責任を問われることがありますか？

排出事業者が十分に排出事業者の責任を全うしていなかった場合、不法投棄を行った行為者のみならず、排出事業者も原状回復の措置命令対象となるとともに、違反の内容によっては、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用される場合があります。

Q6 リサイクルする場合はマニフェストを使用しなくてもいいですか？

たとえ、リサイクルされるものでも、産業廃棄物の処理を行う以上は、処理業者には許可が必要であり、排出事業者はマニフェストを使用する必要があります。
 なお、国の広域認定制度で認定を受けた製造業者等によるリサイクルについては、この限りではありません。

Q7 条例で委託先の確認義務があると聞いたのですが？

県では、産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(適正化条例)により、排出事業者に、産業廃棄物管理責任者の設置や委託先の実地確認義務を定めています。委託先の実地確認は、優良産廃処理業者に委託する場合は免除されます。

Q8 優良産廃処理業者とはどんなものですか？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度により、認定を受けた産廃処理業者です。
 全国の優良産廃処理業者は「優良さんばいナビ」により検索できます。
 (優良さんばいナビ URL <http://www.3sanpainet.or.jp/>)

おすすめ

- メルマガ・さんばいR
 県では、メルマガ「メルマガ・さんばいR」により、廃棄物の適正処理に関する情報を配信しておりますので、ぜひ登録をお願いします。
- 出前講座
 産廃処理の基本ルールについて県職員が出張して講義を行う「出前講座」を無料で実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

◎宮城県産業廃棄物行政関係機関一覧

担当公所	郵便番号・住所	電 話	所管区域
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒985-0003 塩釜市北浜4-8-15	022-363-5501	塩釜市、多賀城市、富谷市、 松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
仙台保健福祉事務所岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、山元町
北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、 大川町
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
宮城県環境生活部 廃棄物対策課 指導班 不法投棄対策班 施設班	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2463 022-211-2467 022-211-2648	(事業者指導等について) (不法投棄対策等について) (産廃物処理業の許可等について)

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 (022-214-8235) 施設係 (022-214-8236)
 〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号

◎産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)の購入等について

公益社団法人全国産業資源循環連合会 東京都港区六本木3-1-17第2ABビル4階 電話 03-3224-0811 (代)	【宮城県】 一般社団法人宮城県産業資源循環協会 仙台市青葉区木町通1-4-15 電話022-290-3810、FAX022-290-0381
--	--

◎電子マニフェストについて

JWNET (公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター)
 URL <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

令和5年5月 宮城県廃棄物対策課

廃掃法では「努力義務」である実地確認を条例で義務化

処分先の実地確認義務

産業廃棄物の処理等の適正化に関する条例第8条

- 排出事業者は、委託しようとする処分業者が処分を適正に行う能力を有することを、契約締結後年1回以上確認するとともに、確認した事項を記録しなければなりません。確認し記録した内容は5年間保存が必要
- なお、委託先が以下の場合は確認義務は免除
 - ・優良認定を受けた産業廃棄物処分業者
 - ・知事が認める者（(公財)宮城県環境事業公社, JESCO, 地方公共団体, 廃棄物処理センター）

委託先の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者が、自ら処分業者を実地に調査する。 ・排出事業者が、処分業者を実地に確認している者（収集運搬業者等）から、稼働状況を聴取する。
記録する内容	確認した年月日、確認した者の氏名、確認の方法、産業廃棄物の処分の状況、産業廃棄物の保管の場所の状況

排出事業者は、**あらかじめ**、当該処分を受託しようとする者が当該処分を適正に行う能力を有していることを確認しなければならない。

2

➡ その他 委託先における不適正処理発覚時の行政報告、産業廃棄物の性状確認 等

★宮城県「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の詳細は下記ページより

宮城県HP「適正化条例に基づく排出事業者の責務」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/haishutsu-tekiseika.html>

- 「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**（エアコンディショナー）及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**をいいます。（第二種特定製品を除く。）フロン類を回収した後も第一種特定製品として取り扱う必要があります。
- 「業務用」とは、**製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器**です。対象の機器は、以下の通りです。詳しくは、製造メーカーにお問い合わせください。

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）



業務用空調機器 冷凍冷蔵ショーケース 定置型冷凍冷蔵ユニット ターボ式冷凍機 等

機器に貼ってあるステッカーで確認

フロン排出抑制法 第一種特定製品

フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
*フロン類の種類及び量は、下記に記載。

冷媒	HFC R134a	130g
製品質量		50kg
設置		屋内用

フロン使用機器

※以下の製品は第一種特定製品には**含まれません**。

第二種特定製品

カーエアコン
(輸送用冷凍冷蔵ユニットを除く)



家庭用製品

家庭用冷蔵庫

家庭用ルームエアコン



冷媒がフロン類でない製品

自然冷媒（CO₂、アンモニア、空気、水等）の冷凍・冷蔵機器





フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を
廃棄する際の規制が強化されました。**

機器は捨てるまできちんと管理を!

**機器を捨てる際にフロン類を回収しないと
即座に **罰金** が科せられます!**

フロン類を回収しないまま機器を廃棄すると、行政指導などを経ることなく
即座に刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

**フロン類の回収が証明できない機器は
引取ってもらえません!**



廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書 : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

引取証明書(例)
(出所) 日本冷媒・環境保全機構

機器を **使用** しているとき

- 保有する**機器の点検**を実施してください。
※簡易点検：**すべての機器**に対し、3ヶ月に1回以上実施。
定期点検：一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。
- 改正** ● **点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。**
- フロン類の**充填・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみ**行うことができます。
- フロン類の漏えいが見つかった場合、**修理なしでのフロン類の充填は原則禁止**です。
- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に**報告**してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

機器を **廃棄** するとき

- フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。
- 改正** ● **廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。**(下図左)
※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)
- 改正** ● **解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。**

PCBに汚染された電気機器の危険性

PCBってなに？

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称です。

人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。



POINT! 国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があります。身近な電気機器や汚泥などがPCB汚染されていないか、調査することが求められています。

低濃度PCB廃棄物とは？

平成初期に製造された古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。

こうした機器のうちPCB濃度が0.5mg/kg(=ppm)を超え5,000mg/kg以下のものは低濃度PCBにより汚染された機器に該当します。

POINT!

「絶縁油」といっても、油そのものだけでなく、その油を染み込ませた「紙」であったりと、その形状はさまざまです。



PCB汚染の可能性がある電気機器

PCB汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサーがあります。



- X線照射装置
- 電力用コンデンサー
- 電気溶接機
- 自家用電気工作物の変圧器
- 昇降機
- 分電盤
- モーターなどに付属または内蔵する低圧コンデンサー

**低濃度PCB廃棄物は
令和9年(2027年)3月31日
までに処分しなければなりません。**

施設内の古い電気設備や倉庫等を総点検し、該当電気機器がないか確認してください。

判別方法

出荷時点においてPCB汚染の可能性がある電気機器の製造時期は次のとおりです。まず電気機器の銘板情報等から製造年を確認し、メーカーに問い合わせるか、採油可能な機器は採油してPCB濃度を測定してください。



変圧器等(絶縁油採取可能機器)

…平成5年(1993年)以前



コンデンサー(絶縁油封じ切り機器)

…平成2年(1990年)以前

届出

将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め、PCB対策に従って管轄の自治体に届出をお願いします。なお、使用中の自家用電気工作物がPCBに汚染されたものであった場合は、電気事業法の電気関係報告規則に従って管轄の経済産業省 産業保安監督部に届出をしてください。



PCBによる健康被害

PCBは脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取り上げられる契機となったのは、昭和43年(1968年)のカネミ油症事件です。食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し健康被害を発生させました。カネミ油症は昭和43年10月に西日本を中心として広域にわたって発生したライスオイル(米ぬか油)による食中毒事件で、症状としては吹き出物、色素沈着、目や二などの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多岐に渡ります。

カネミ油症事件の症状



取消事例(廃掃法違反)から見る不適正処理

区分	不適正処理の事例 (2022年1月~2022年11月)	
不法投棄	1	廃石膏ボードなどの産業廃棄物15トンを2か月にわたり自社敷地内に不法投棄
	2	解体工事により発生した産業廃棄物混じりの土約7.3m ³ を土地造成と称して不法投棄
違法焼却	3	役員がドラム缶の中で木くずを不法焼却していたことが管轄自治体の立入検査で発覚
	4	適正な焼却設備を用いずに、産業廃棄物である木くずを野外で不法焼却
無許可営業	5	受託した産業廃棄物の収集運搬の途中で、許可なく積替え保管を行った
	6	許可範囲外の種類の産業廃棄物にもかかわらず、4社と処分委託契約を締結し、約2年間にわたり計2万5千トン以上を処分した
管理票違反	7	産業廃棄物処分業許可のない業者に廃光ケーブルの中間処理を再委託したにもかかわらず、排出事業者に対しては、自社で中間処理及び最終処分を終了した旨の虚偽報告を行った
	8	許可を持たない下請業者に対して、産業廃棄物管理票を交付せずに、解体工事からの産業廃棄物を引き渡して積替え保管を含む収集運搬を行わせた
改善命令違反	9	処理施設からの排ガス中のダイオキシン濃度が基準値を超過しており、管轄自治体から改善命令を受けていたが、改善期限までに改善が完了しなかった

※それぞれ、排出事業者も法令違反の状況があると考えられる。

排出事業者による不適正処理事例

区分	不適正処理事例（2022年4月～2022年11月）	
不法投棄	1	<p>宿泊施設の解体工事現場から排出された廃石膏ボード等を含む産業廃棄物約118トンを、自治体の所有地や他人の私有地に不法投棄した疑いで、自営業の男性を逮捕した</p> <p>※当該男性は、産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可を有していなかった</p>
	2	<p>太陽光発電施設に、パネル設置時に不要となった梱包材や樹木等約10トン进行不法投棄し、証拠隠滅のため覆土を行った疑いで、太陽光パネル設置販売会社の社長ら6名を逮捕した</p> <p>※周辺住民からの通報を受けて、警察が現場の掘り返しを行ったことで発覚した</p>
	3	<p>①2012年2月～2014年9月 産業廃棄物処分業許可を持たない肥料製造業者が、許可業者から産業廃棄物（汚泥、動植物性残さ、廃石膏ボード粉等を含む）約2万m³の処分再委託を受け、自社所有地2箇所に不法投棄した</p> <p>→ 廃棄物の内部で致死量を超える硫化水素が発生、撤去に係る措置命令を発出したものの撤去が完了せず、行政代執行により、セメント固化・盛土・成形する対策工事を実施</p> <p>②2022年1月 措置命令に従わないまま期限を超過したため、当該肥料製造業者の代表を逮捕した</p> <p>→ 対策工事を実施した現場から激しい異臭が発生、再びの行政代執行を検討</p>
無許可営業	4	<p>新型コロナウイルスワクチンの接種済証のシール（廃プラスチック）について、産業廃棄物処理業許可を持たない再生資源回収業者に処理を委託した疑いで、印刷物加工業者の社長を書類送検した</p> <p>※許可を持たないにもかかわらず、処理を受託した再生資源回収業者の社長も逮捕されている</p>

飛散性の高さによって3段階にレベル分けされている

石綿含有産業廃棄物の処理

アスベストが含まれている産業廃棄物は、飛散性の有無によって特別管理産業廃棄物になる「廃石綿等」と、普通産業廃棄物である「石綿含有産業廃棄物」の2つに分けられます。

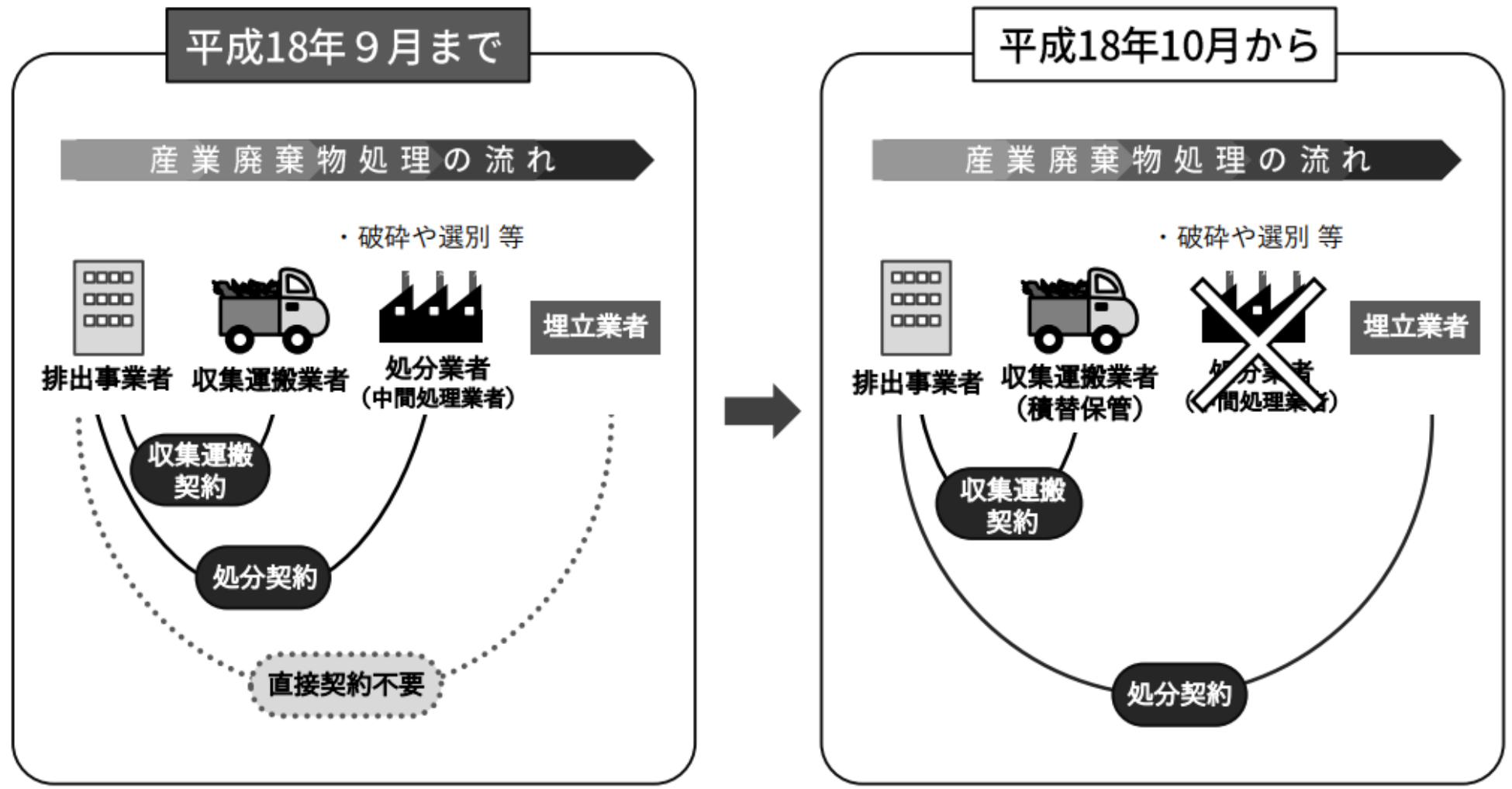
石綿含有産業廃棄物の処理については、平成18年から処分方法が限定されています。破碎や選別などの中間処理が原則禁止されたことから、直接埋立処分を行うことが現実的です。産廃の処理委託契約は、最初に行われる処分業者と直接契約する必要があることから、平成18年9月以前の処理の流れにおいては必要のなかった埋立処分を行う業者との直接契約が必要になります。また、除去作業を行う際には作業者の安全のために石綿障害予防規則による作業基準を守る必要があります。

〈飛散性による石綿障害予防規則の作業区分〉

レベル	具体例	廃棄物としての区分
レベル1	吹き付け材	飛散性アスベスト（特別管理産業廃棄物） 「廃石綿等」
レベル2	保温材・断熱材 耐火被覆材	
レベル3	その他形成版 スレート・外壁材など	非飛散性アスベスト（普通産業廃棄物） 「石綿含有産業廃棄物」

ユニバーズ著「産廃がわかるハンドブック」より抜粋

破碎や選別等の中間処理は原則禁止、最終処分業者との直接契約が必要



ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

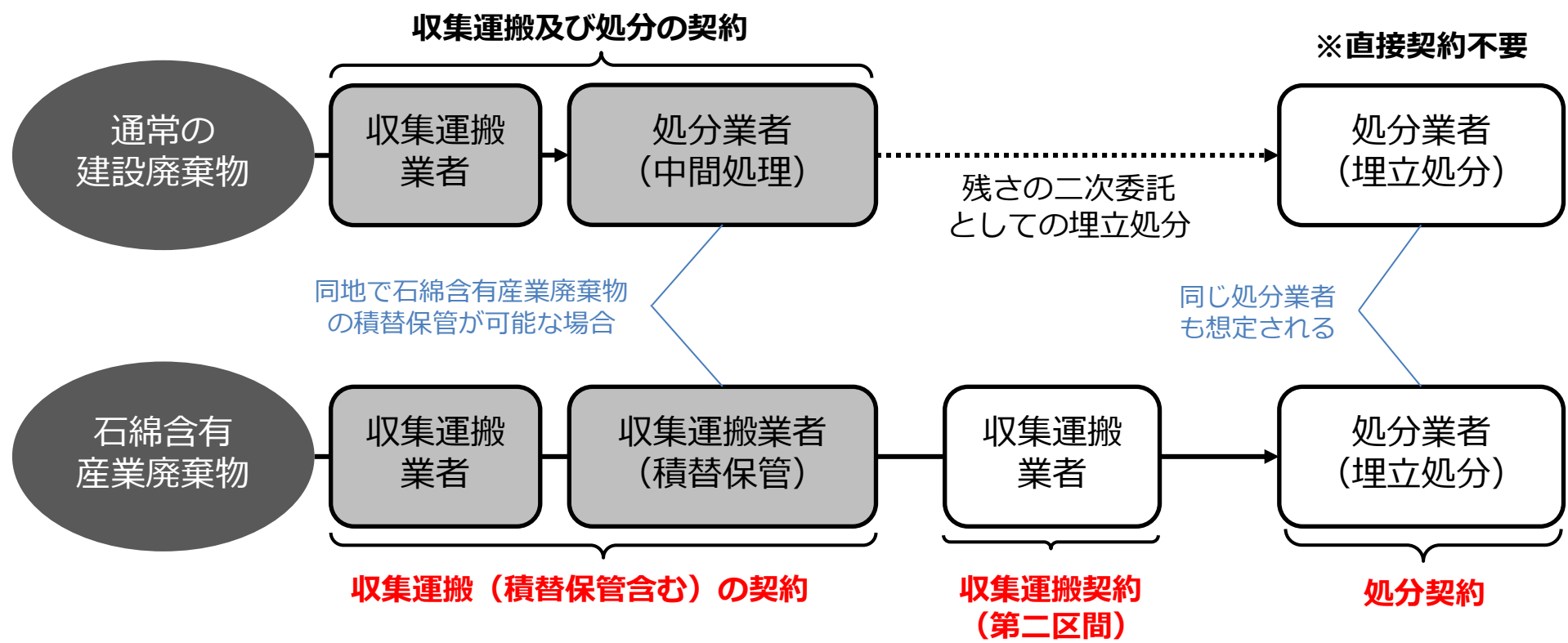
石綿含有産業廃棄物の処理も、まずは既存の建廃処理委託先に相談

- よくある石綿含有産業廃棄物の処理の流れ

※あくまでも例です

<前提>

- ・通常の建設廃棄物について、【収集運搬及び処分ができる業者】に委託している（処分は中間処理）
- ・【収集運搬及び処分ができる業者】は、石綿含有産業廃棄物の収集運搬が可能
- ・【収集運搬及び処分ができる業者】は、中間処理施設と同地で、石綿含有産業廃棄物の積替保管が可能



石綿含有産業廃棄物の処理も、まずは既存の建廃処理委託先に相談

厚生労働省

令和5年9月29日(金)

(照会先)

労働基準局安全衛生部化学物質対策課
課長 安井 省待郎
課長補佐 高村 亜紀子
副主任中央労働衛生専門官 井上 栄貴
(代表電話) 03(5253)1111
(内線5186)
(直通電話) 03(3502)6756

報道関係者 各位

石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します

厚生労働省は、国土交通省、環境省と合同で、石綿対策に係る全国一斉パトロールを令和5年10月頃～11月頃まで実施します。

今後、石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等が増加することが想定される中、令和5年10月1日から、建築物および船舶(鋼製の船舶に限る)の石綿含有の事前調査については、厚生労働大臣が定める資格者が行うことが義務付けられます。解体工事に伴う石綿等の粉じんの発散の防止など、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっています。

このため、厚生労働省では、石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施し、労働者への石綿等のばく露防止対策の徹底や再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について国土交通省、環境省と連携し、現場指導や監視の徹底を図ります。

【概要】

1. 実施期間 令和5年10月頃～11月頃まで
※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なります。
2. 実施機関 各都道府県労働局の労働基準監督署が、各都道府県および特定行政庁の建設リサイクル法担当部局および環境部局と合同で実施

3. 実施内容

【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認および周知徹底

【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認および周知徹底

【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法およびフロン排出抑制法の遵守状況の確認および周知徹底

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35474.html

環境省

2023年09月29日 再生循環

建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールの実施～現場における適切な分別解体、再資源化の徹底に向けて～

[▶ To English](#)

- (1) 環境省では、厚生労働省及び国土交通省と協働で建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールを令和5年10月～同年11月まで実施します。
- (2) 平成14年度に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が完全施行されてから、今年度で21年が経過し、この間、現場における適切な分別解体、再資源化の徹底を図るため、全国の行政庁において現場パトロールを実施してまいりました。
- (3) こうした取組もあり、建設リサイクル法の目的である、建設資材のリサイクル率の向上や不法投棄量の減少について着実に進展が図られているところです。
- (4) 平成28年6月に「解体工事業」が建設業法に新設されたことを受け、解体工事に関し新たに許可を取得する者が増加していることや、解体等工事に伴うアスベストの飛散防止及びフロン類の廃棄時回収など、必要となる知識・技術がより広範になり、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっていることを踏まえ、更なる現場指導の徹底や監視の強化を図ってまいります。

■実施期間

令和5年10月～同年11月まで

- ※ 上記はおおむねの期間であり、自治体により実施期間は異なります。
- ※ この期間以外においても、定期的に現場パトロールを実施しています。

■実施機関

各都道府県及び特定行政庁の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び各都道府県労働局の労働基準監督署が合同で実施

■実施内容

【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底

【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況の確認及び周知徹底

【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底

https://www.env.go.jp/press/press_02175.html

大気汚染防止法

石綿障害予防規則 (労働安全衛生法)

解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されました。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大^{※1}されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられました。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法が法定化されました。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することが義務付けられました。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されるようになりました。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されるようになりました。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。

作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者^{※6}」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請事業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月~)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月~)

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月~)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月~)

吹付け石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月~)

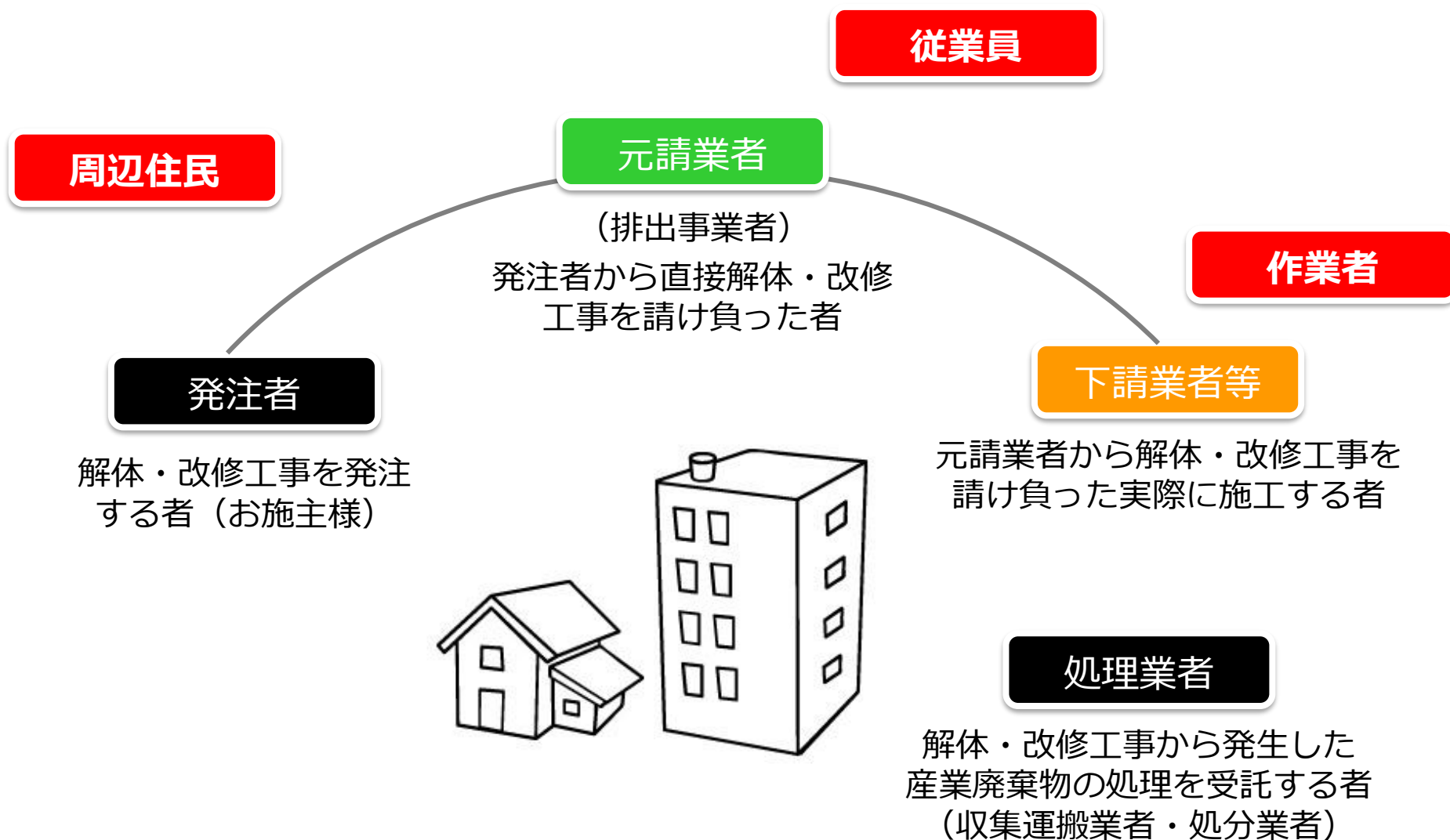
石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月~)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月~)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月~)

写真等による作業の実施状況の記録

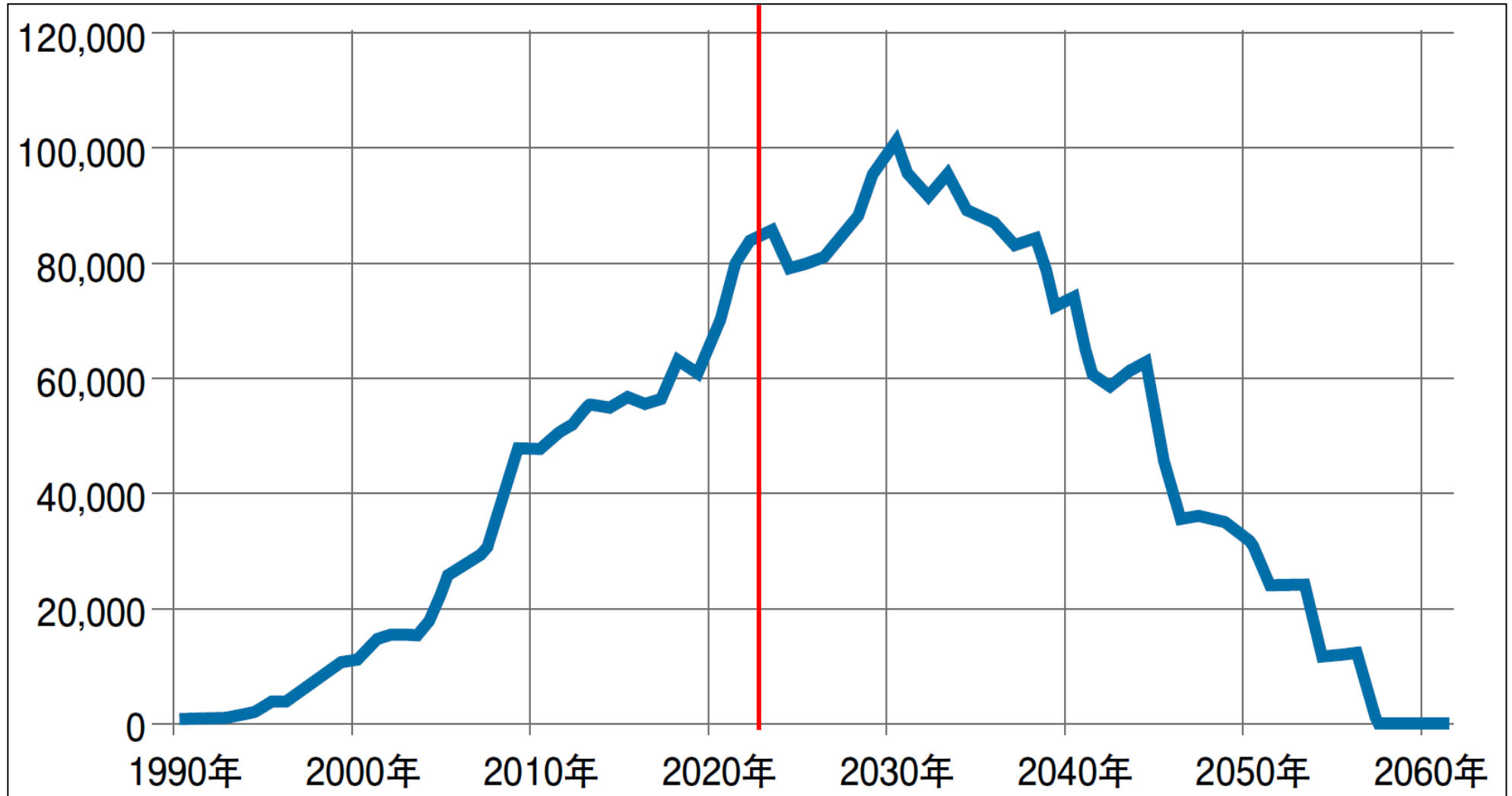
- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月~)

「通報」は、行政／労働基準監督署が立入調査を行うきっかけ



今後も石綿の発生量が増えていく（2030年頃がピークの予想）

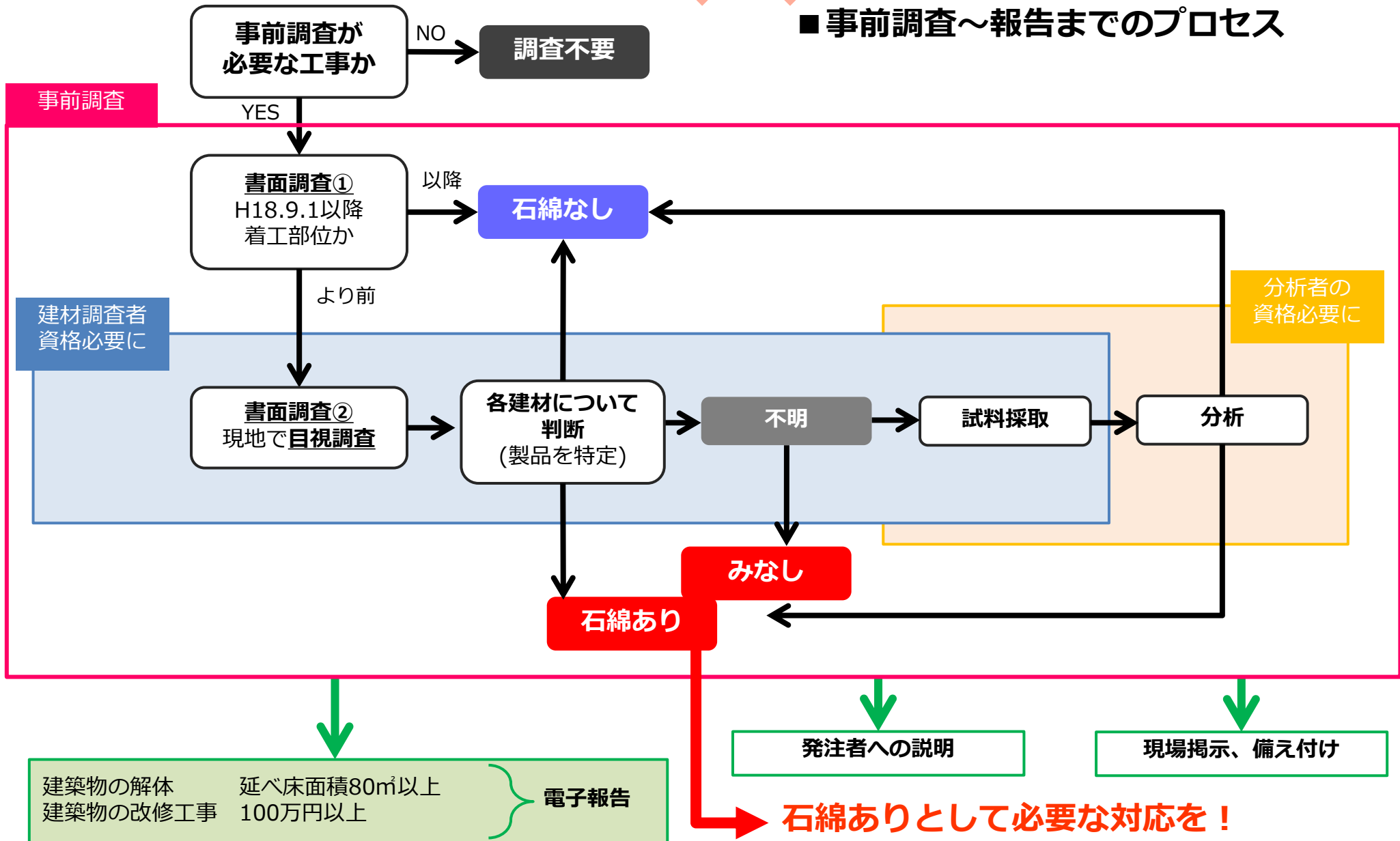
2023年現在



画像出典：独立行政法人労働者健康安全機構 「産業保健 21」 2019.7 第 97 号
https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/sanpo21/sarchpdf/97_2-11.pdf

● 受注金額100万円未満の工事は、何もしなくていいんでしょ？

■ 事前調査～報告までのプロセス





●ちよつとしか触らないなら、事前調査も不要なんでしょ？

【石綿の使用可能性のある既存の建材に】 × 【損傷を及ぼす】

③ 事前調査の対象とならない作業

以下に掲げる作業は、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、石綿による健康障害を防止するという石綿障害予防規則の制定目的も踏まえて、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はないものであること。

(ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

(イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

2020年8月4日 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（基発0804第8号）より抜粋
<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/content/contents/000729862.pdf>

「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

見積段階	やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
着工前	① ★調査、記録を保管 ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等	●	●
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者	●	—
	③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者	●	●
工事中	④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者	●	●
	⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等	—	●
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等	—	●
完了後	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管	下請業者等	—	●
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管	元請業者	●	—
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	元請業者	●	—

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

罰則の概要

やらなければならないこと		大防法	石綿則
①	★調査、記録を保管 ※(2023.10～) 調査担当者は調査者資格を	●	●
②	★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	●	—
③	★(2022.4～) 100万以上改修は電子報告	●	●
④	作業計画(作業方法・順序等)を作成	●	●
⑤	(下請業者がいる場合) 作業計画を説明	●	●
⑥	★調査結果(有無)を現場に掲示・備え付け	●	●
⑦	飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	—	●
⑧	作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	—	●
⑨	湿潤化して可能な限り原形のまま除去	●	●
⑩	石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	廃棄物処理法	
⑪	写真を含めた作業記録作成、保管	—	●
⑫	特定粉じん排出等作業記録作成、保管	●	—
⑬	完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	●	—

罰則の概要

間接罰の対象

(30万円以下の罰金)

30万円以下の罰金

6カ月以下の懲役/
50万円以下の罰金

作業基準違反
(間接罰を含む)

6カ月以下の懲役/
50万円以下の罰金 等

間接罰の対象

(30万円以下の罰金)

「石綿法令対応」はまとめるとこれ ※レベル1・2の場合の追加要素

改修(リフォーム)や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について(レベル3)

見積段階	やらなければならないこと	誰が?	大防法	石綿則
着工前	① ★調査、記録を保管 ※(2023.10~)調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等	●	●
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	大防法・安衛法の届出 (レベル1・2)	●	—
	③ ★(2022.4~)100万以上改修は電子報告		●	●
工事中	④ 作業計画(作業方法・順序等)を作成	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑤ (下請業者がいる場合)作業計画を説明	元請業者	●	●
	⑥ ★調査結果(有無)を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等	—	●
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	負圧隔離等の措置 (レベル1・レベル2)	—	●
完了後	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管	特別管理産業廃棄物 (廃石綿等)として処理	—	●
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管		元請業者	●
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	元請業者	●	—

赤字は今回の改正で追加 ★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

【事業の前提】資格者・処理ルートについて事前準備が必要

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について

見積段階	やらなければならないこと	
着工前	①	※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を
	②	
	③	
工事中	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を
完了後	⑨	
	⑩	※事前に処理体制・ルート構築
	⑪	
	⑫	
	⑬	

<https://kigkt.cersi.jp/>

<https://issg.cersi.jp/>
<https://course.universe-corp.jp/asbestosSP>

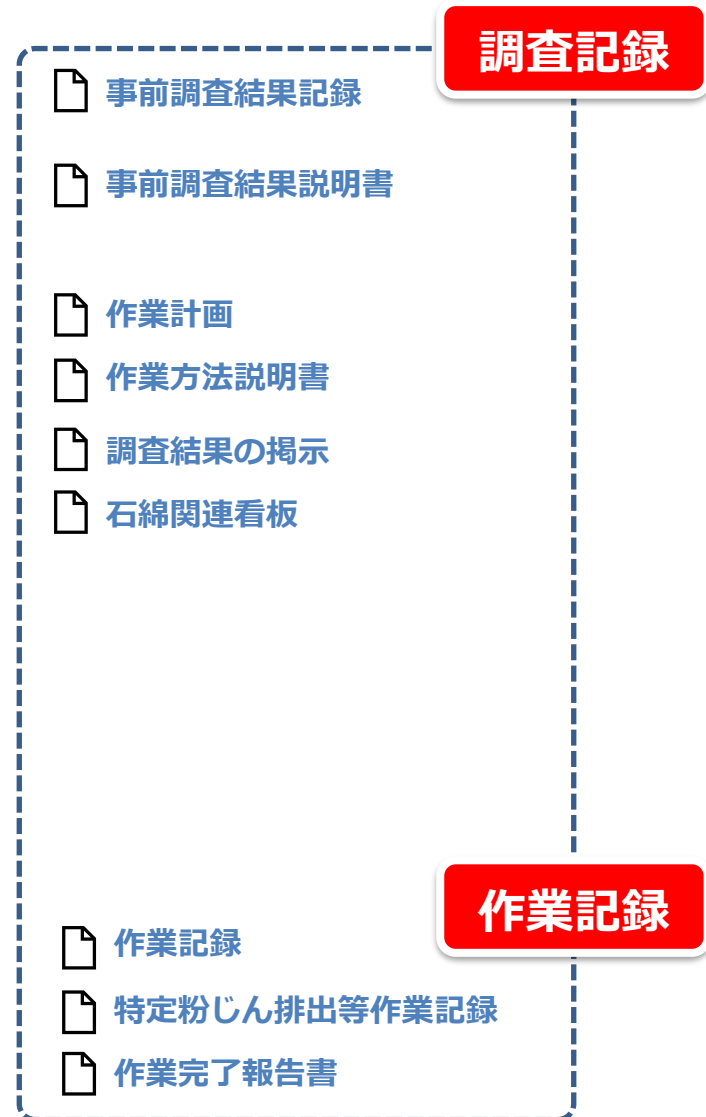
赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

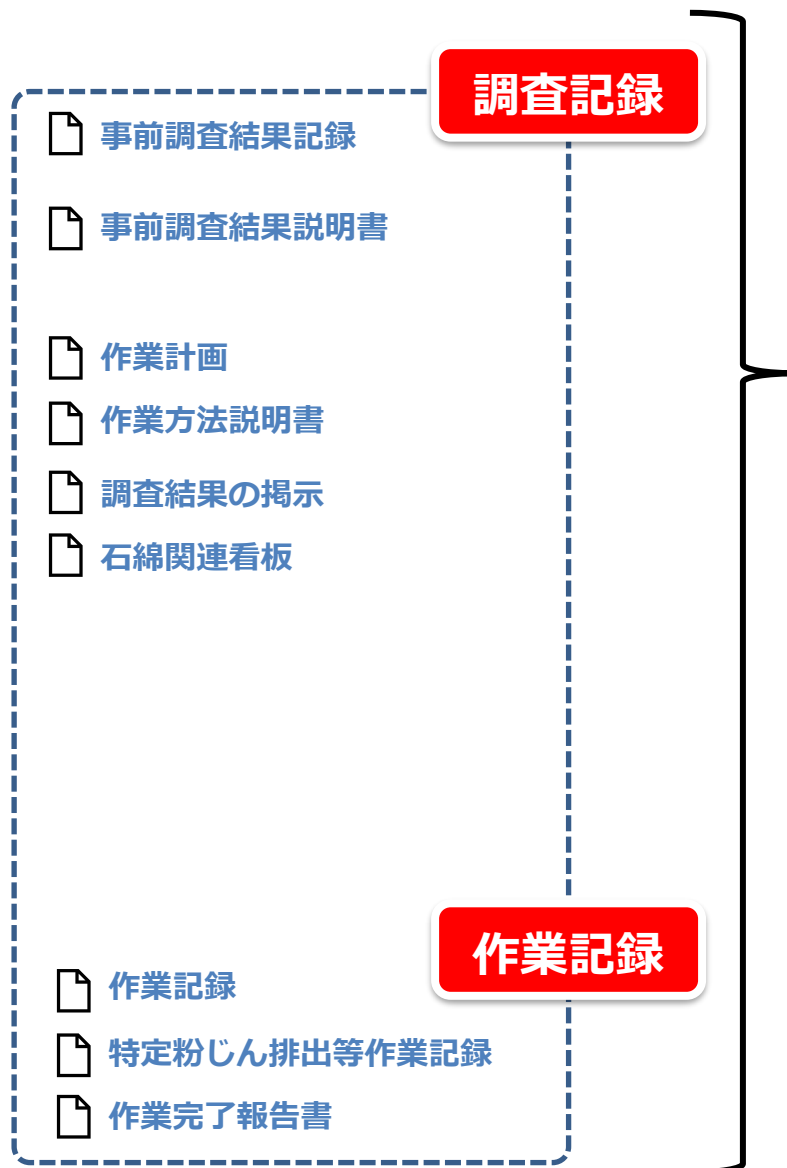
見積段階	やらなければならないこと
着工前	① ★調査、記録を保管 ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管
	③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告
工事中	④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成
	⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明
	⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を
	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去
完了後	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管



赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

必要な書類を作成することについて



◆法令を読み解いて自力で作成する

◆ひな形(Excel、Word)を利用して作成する

- 法令で定められる記載事項について
 - 抜け漏れがあっても気が付くことができないリスク
 - 更に法改正が加わった場合、書式の修正も自ら行う必要がある
- 必要書類の管理について
 - 個別の工事・物件ごとに書類を作成するため、業の継続に伴って作成量が増え、管理が難しくなる



記載事項を網羅した必要書類
「作成」と「管理」をまとめて解決



必要書類を効率的に作成可能なツール「UNI-PORT」

記載事項を網羅した必要書類「作成」と「管理」をまとめて解決

エクセルでのひな型作成は
困難! 手間!

やってみただと

- 事前調査結果報告書(記録簿) (表紙表・記録簿)
 - 特定粉じん排出等作業記録簿
 - 調査時の写真一覧
 - 事前調査方法結果
 - 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ
- ※記載事項を網羅した必要書類「作成」と「管理」をまとめて解決



あと6種類も...



エッ! 写真も...

途中で断念!

もっと簡単な方法はないの?



UNI-PORT
なら

- 法令に沿ったフォーマットがあって更に手間削減・作業効率UP!
- 電子報告・写真登録まで全てスムーズ!

ご清聴ありがとうございました。